閲覧用

福島市新時代消防団計画 2027（案）









福 島 市 消 防 団

福島市
FUKUSHIMA CITY

ご 挨 拶



福 島 市 消 防 団　　団長（第２０代目）
（公財）福島県消防協会　理事

佐藤　峰雄

本市消防団は、市内９方面隊４３個の各消防団により構成され、長きに渡り各地域の実情に応じ災害対応を進めてまいりました。

近年、本市においても少子高齢化が急激なスピードで進み、若年層の入団者数が減少する事で、地域防災力の維持が難しくなっている事は本市消防団が抱える大きな課題であります。

また、全国各地で大規模化・激甚化する各種自然災害への脅威が迫る中、限られた組織力で、いかに地域を守っていくかが求められております。

本市消防団ではこのような各種課題に対応するため、常備消防と連携し、団員自らが諸問題に真摯に向き合い考え、基本施策を６つにまとめた「福島市新時代消防団計画」を平成３１年に策定しました。

この間、施策の実現に取り組んでまいりましたが、現計画の期間終了に伴い、今般、環境の変化に柔軟に対応しながら、課題解決に向け更に前進するため、新たな「福島市新時代消防団計画」を策定いたしました。

地域防災力の充実強化のためには、我々消防団自らが地域防災の中核としての役割を果たすことはもとより、住民をはじめ自主防災組織等地域を作る様々な主体と相互に連携することが必要でありますので、「安全安心のまちづくり」を目指すため、市民の皆様のご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

本計画策定にあたり、ご尽力いただきました皆様や、貴重なご意見ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

福島市消防団　団長　佐藤　峰雄

― 目 次 ―

総 論

第１　計画の概要について
１　策定の趣旨　1
２　計画の位置付け　2
３　計画の期間　3
４　計画の進行管理　3
第２　福島市消防団を取巻く環境について
１　福島市の人口　4
２　福島市の主な災害について　5
３　消防団について　6
４　国の動向について　7
第３　福島市消防団の現状と基本的方向性
１　福島市消防団の現状　9
～各基本方針における現状～
第４　福島市消防団が目指すビジョン
１　目指すべき姿　２４
２　基本方針　２５

各 論

第５　各基本方針の展開・具体的な取り組み
基本方針１　団員の確保　２８
（１）地域の実情に応じた団員の確保　２８
（２）消防団協力事業所の増　２９
（３）消防団サポート事業の増　３０
基本方針２　組織体制の強化
（１）地域の実情に応じた出動体制の構築　３０
（２）機能別団員の入団促進　３１
（３）女性消防団員の充実　３２
基本方針３　施設・装備の充実
（１）屯所等施設の適正管理　３３
（２）車両等の適正管理　３４
（３）装備品の充実　３６
基本方針４　処遇の改善
（１）団員処遇の改善　３８
基本方針５　教育・訓練の充実
（１）教育・訓練の強化　４０
（２）消防操法への取組　４２
基本方針６　地域との連携
（１）自主防災組織等の育成指導　４４

資　料

１　福島市消防団員の条例定数及び実数　４５
２　消防団員報酬等支給状況　４７
３　屯所施設及び車両状況　４８
４　消防団配備資機材一覧　４９
５　消防団の組織概要等に関する調査　５０
６　消防団車両の配備経過年数　５１
７　成果指標一覧表　５１
８　福島市消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金交付要綱　５２
９　パブリックコメントの概要　５６
１０　外部検討委員会要綱　５７
１１　外部検討委員会日程及び検討委員名簿　５８

総　　論

福島市

第１　計画の概要について

１　策定の趣旨

消防団は、昭和２２年の発足以来、地域市民の安全・安心を守るため、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神と使命感のもと、地域防災の中核として積極的に活動してきました。

本市においても、第７次福島市総合計画の分野別政策の一つでもある「災害や危機に強く、安全に暮らせるまち」を実現するためにも本市消防団が率先して各種災害対応に取り組むことが求められています。

社会情勢や住民意識の変化、管轄人口数の減少等に伴う、消防団員数の減少や高齢化、※1 被雇用者団員（以下「サラリーマン団員」という。）の増加や災害の多様化・大規模化など、消防団を取り巻く環境の変化に柔軟に適応し、地域防災にとって欠かすことのできない存在である消防団を将来に渡り維持し、消防団員の確保と活動しやすい体制づくりを進めるため、次世代に向けた新たな福島市新時代消防団計画を策定します。

※1「被雇用者団員」 会社や事業所、官公庁などに雇われて働く消防団員

2　計画の位置付け

新時代消防団計画は、消防防災分野の個別計画である消防基本計画における「消防団に関する記載の詳細計画」として位置付けています。

また、消防基本計画を主体としたその他関係計画や 消防組織法等の関係法令や※2消防力の整備指針等との整合を図りながら、計画推進します。

非常備消防における防災力の強化を進めるための計画であるほか、消防団員の消防活動指針としての側面を持ちます。

◇福島市新時代消防団計画の位置付け

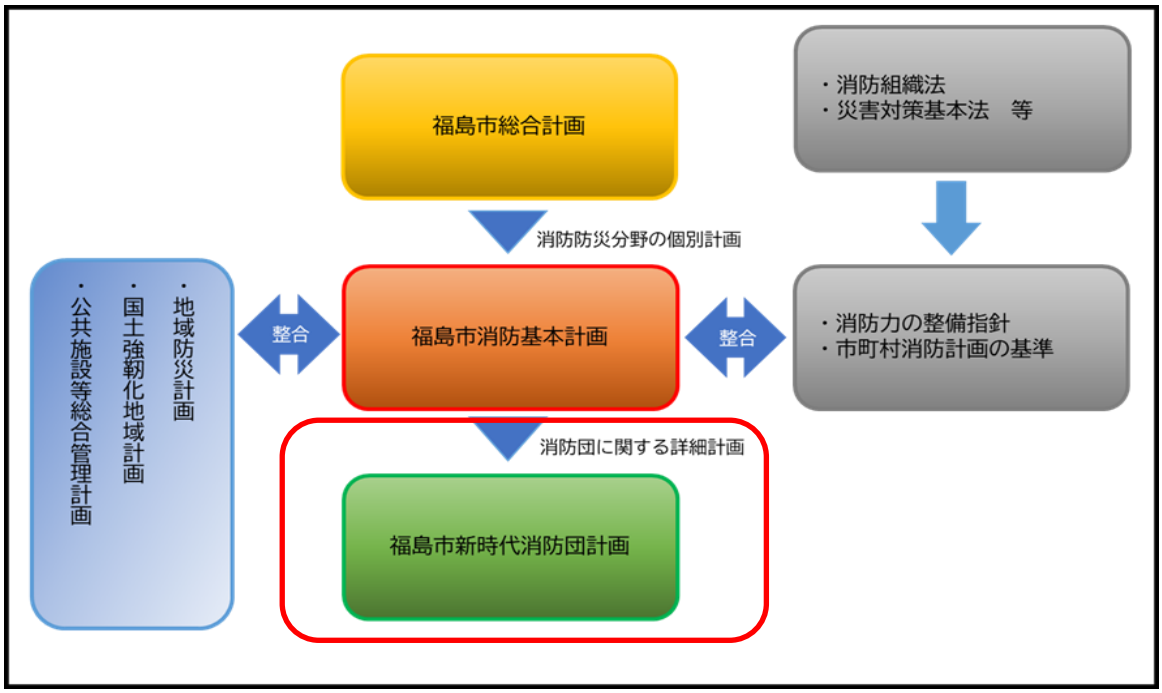

出典：消防本部作成

※2「消防力の整備指針」

1961（昭和 36）年に「消防力の基準」として市町村の消防力の強化を推進するため、必要最小限の施設・人員を定めることを目的に制定。2005（平成 17）年には、警防・予防・救急・救助等の各分野の充実強化を図るとともに、想定しうるあらゆる災害に十分対応できる体制を整備していく必要性から、時代に即した基本的な理念や新たな支点を反映した基準とするため、一部改正が行われ、名称も「消防力の整備指針」と改められた。

3　計画の期間

この第２期計画の期間は、「消防基本計画」にあわせ 2027（令和９）年度から 2034（令和１６）年度までの８年間とします。

ただし、「消防基本計画」記載同様に、国内外の動向、社会情勢等の急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じた見直し、あるいは計画の達成状況を確認します。

８年間

２０２７年 ⇔ **２０３４年**

年度 / 計画区分	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
福島市総合計画	福島市総合計画（８年間） ４年で中間見直し							
消防基本計画	消防基本計画　（８年間） ４年で成果指標の見直し							
新時代消防団計画	**新時代消防団計画（８年間） ４年で成果指標の見直し**							

【進捗管理・評価検証】

新時代消防団計画の各施策に紐づく成果指標を定め、各年度ごとに進捗管理、評価検証を行います。４年で成果指標の見直しを行います。

4　計画の進行管理

福島市新時代消防団計画は、消防基本計画の計画進行管理基づき各施策を着実に実行するため、また消防団員が社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行います。

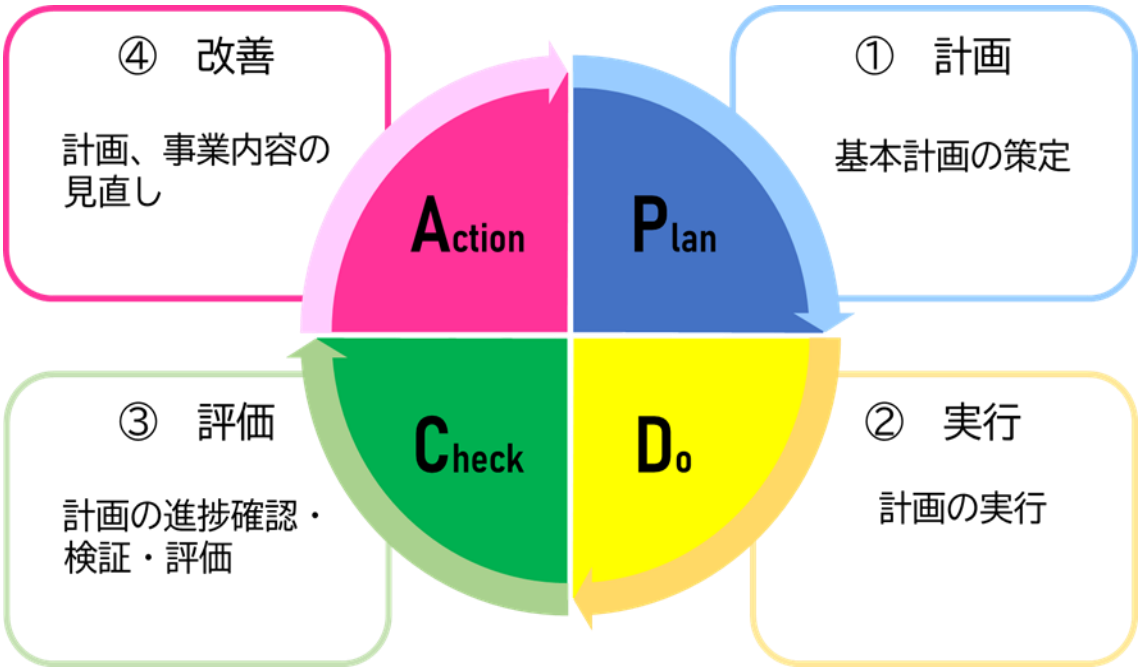

第２　福島市消防団を取巻く環境について

１　福島市の人口

「福島市人口ビジョン」における将来人口の推計では、福島市の人口は２０４０年に約２２１，７７０人、６５歳以上の老年人口は４１．１％になるとしています。
消防団員の確保も困難が見込まれるものの、地域の安全安心を確保するためには現行活動体制の維持のほか、より効率的・効果的な組織体制への変更や地域住民にとってより身近な消防団になるための将来を見据えた対策を講じる必要があります。

【福島市消防基本計画２０２７より転記】

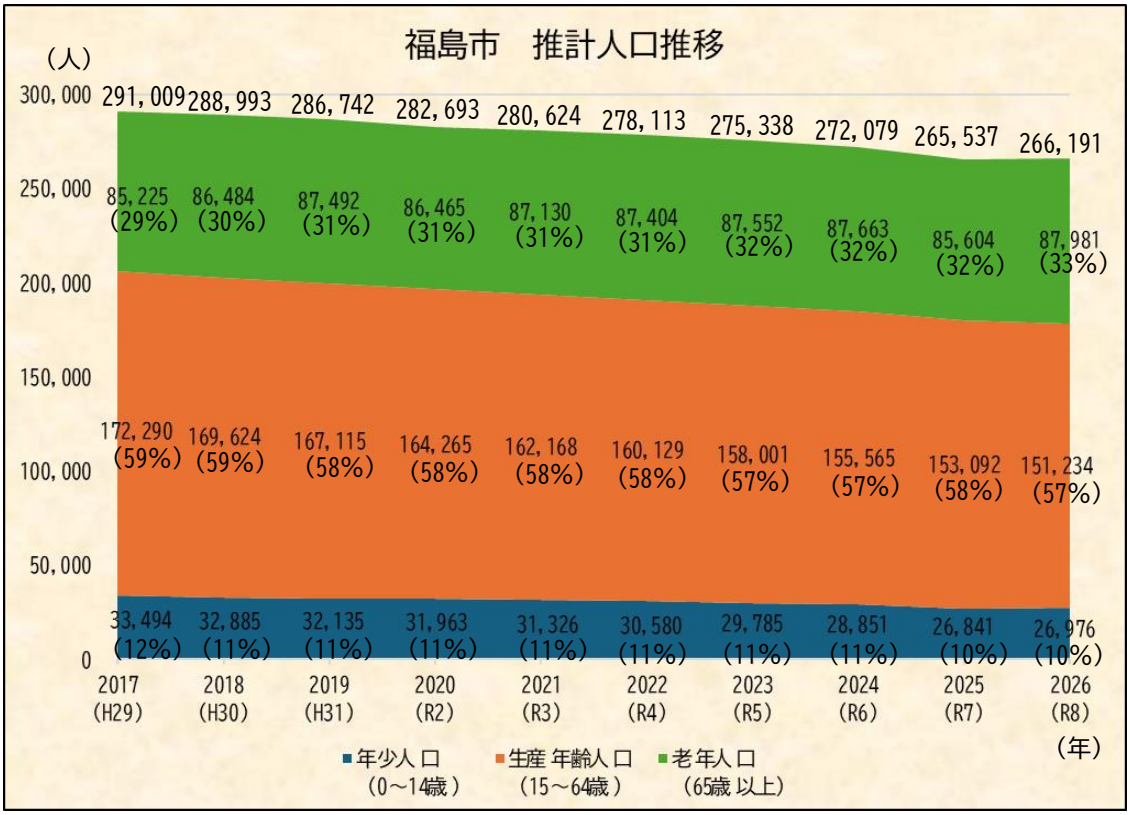

出典：総務省「国勢調査報告書」、福島市推計人口より作成　※各年 10 月１日現在
※年齢不詳人口は、年齢判明分の人口に対する総人口（年齢不詳分を含む）比率を補正係数として各年齢別の人口に乗じ配分した。（福島市人口ビジョン 2025）

2　福島市の主な災害について

令和元年10月に発生した台風19号による1,432件の家屋浸水等被害をはじめ、近年様々な環境的要因が重なった、局地的な豪雨災害による被害が毎年発生しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災や令和3年・4年と2年連続で震度6弱を記録した福島県沖地震など、大規模地震も発生するなど、風水害・地震災害とも大規模化しています。

近年では南海トラフ地震や、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震と行った連動型の巨大地震発生が危惧されており、巨大地震時における地域実情を把握している消防団が行う、避難誘導や避難広報、また高齢者一人暮らし世帯への避難補助など、消防団が地域防災のリーダーとして果たす役割はこれまで以上に大きなものとなっています。



（令和７年度福島県水防訓練）



（令和８年度福島市防災訓練）

3　消防団について

消防団は、「自らの地域を自らで守りたい」という郷土愛護の志を持った市民により構成され、その土地が持つ風土や歴史、住民意識等の様々な地域特性に応じた活動を行っています。

昭和23年の消防組織法制定以来、消防団は地域防災において自助・共助における避難誘導や避難広報等の重要な役割を果たし、火災対応はもとより、大規模地震、風水害等の災害発生時には、常備消防との連携を図りながら災害現場の最前線で活動してきました。

また近年は、住民の防災意識の醸成が進み、頻発、激甚化する自然災害の発生に備えた平時の防災指導や自主防災組織等の訓練への協力に加え、地域の伝統行事や地域活性化イベントなどにおいても、消防団の動員力、地域に密着した活動を強く求められるようになってきています。

今後持続可能な消防団を形成していく上で、地域住民の理解と協力を得ることが、これまで以上に重要となります。

【組織体系図】

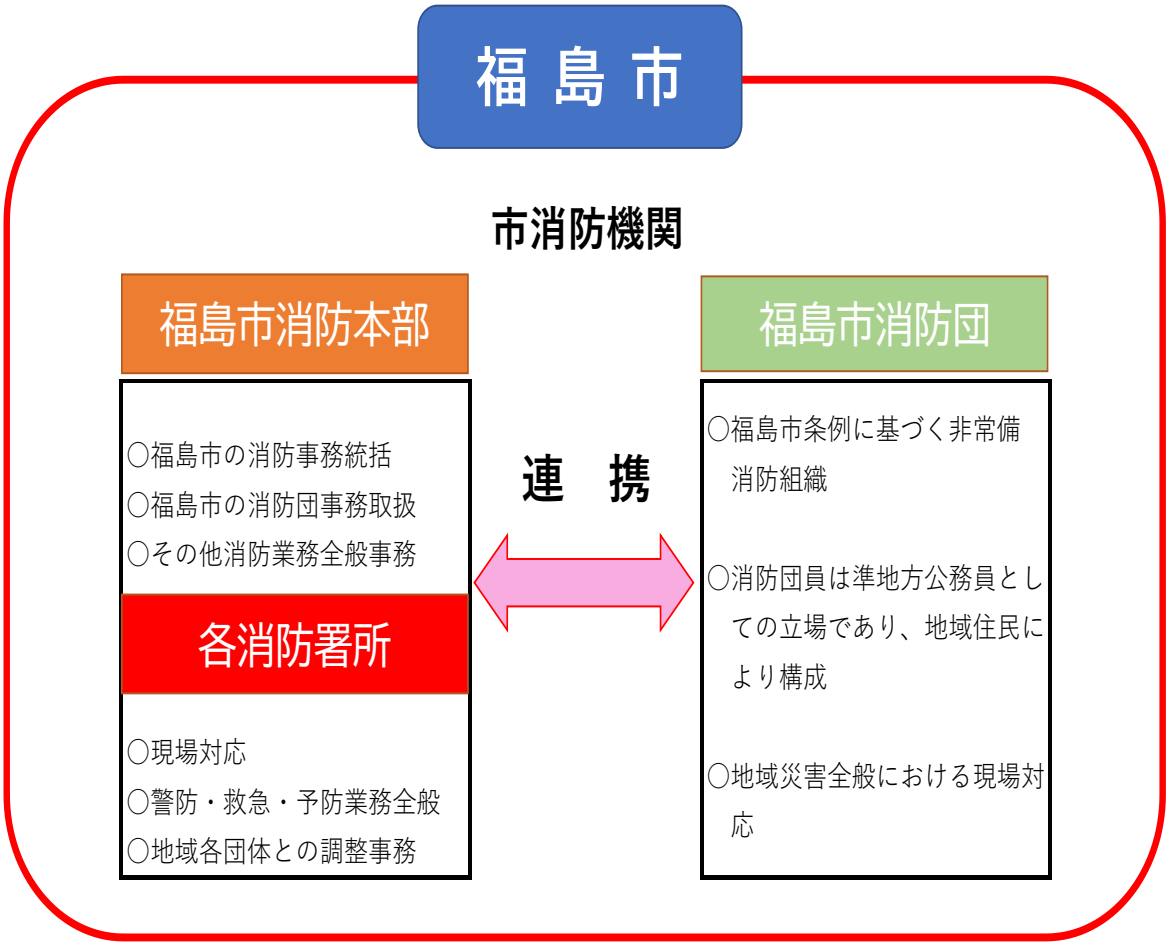

４　国の動向について

平成２５年１２月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、①地域防災力の充実強化に関する計画の策定、②将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、③国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、④公務員の兼職の特例、⑤事業者・大学の協力、⑥消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団活動の充実強化、⑦地域における防災体制の強化について規定されました。

令和６年２月には「消防団の更なる充実に向けた取組依頼」が総務大臣から都道府県知事及び各市町村長に対して発出され、地域防災における消防団の重要性と共に社会情勢と地域情勢を踏まえた上でのさらなる充実強化が示されました。

【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律】平成２５年１２月

１　目的・基本理念

□消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施　（１～３条）
□地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務　（４条）
□住民に対する防災活動への参加に係る努力義務　（５条）
□地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務　（６条）
□地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（７条）

２　基本的施策

（１）消防団の強化

〇消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（８条）
〇消防団への加入の促進
・意識の啓発（９条）
・公務員の消防団員と兼職に関する特例（１０条）
・事業者、大学等の協力（１１・１２条）
〇消防団の活動の充実強化のための施策
・消防団員の処遇の改善（１３条）
・消防団の装備の改善・相互応援の充実（１４・１５条）
・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（１６条）

（２）地域における防災体制の強化

〇市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（１７条）
〇自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（１８条）
〇自主防災組織等に対する援助（１９条・２０条）
〇学校教育・社会教育における防災学習の振興（２１条）

【消防団の更なる充実に向けた取組依頼】令和６年２月

〇総務大臣書簡（主たる内容資料に関しては下記転記記載内容参照方）
※総務省報道資料転記

報道資料

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和６年２月６日
消　　防　　庁

消防団の更なる充実に向けた総務大臣書簡

都道府県知事及び市区町村長に対し、消防団の更なる充実に向けた取組を依頼するため、総務大臣から書簡を発出します。

○　発出先　都道府県知事及び市区町村長

○　発出日　令和６年２月６日

○　主な内容

令和６年能登半島地震の発災や、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定から 10 年を迎えたこと等を踏まえ、都道府県知事及び市区町村長に対し、消防団の更なる充実に向けて、より一層の取組を依頼するもの。

具体的には、消防庁の直近の取組として、

・　平時からの消防団の活動を称える初めての総務大臣表彰である「消防団地域貢献表彰」の創設
・　全国の特徴的な取組をまとめた優良事例集の作成

等を紹介した上で、各地域においても、これらを参考として、住民の理解促進等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくり等に取り組んでいただくよう依頼するもの。

※ 大臣書簡及び事例集等については、別紙のとおりです。

○　資料の入手方法

総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/）の「報道発表」欄に、本日（６日（火））閣議後大臣会見終了後に掲載するほか、消防庁地域防災室（総務省３階）において閲覧に供するとともに配布いたします。



【連絡先】
消防庁国民保護・防災部地域防災室
塗師木補佐、山下係長、牛村、加賀
TEL：03-5253-7561
E-mail：syobodan_atmark_ml.soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

第３　福島市消防団の現状と基本的方向性

１　福島市消防団の現状

組織構成　　：　１本団、９個方面隊、43 個分団
分団総部数　　：135 部
分団総班数　　：305 班
団員数　　：実団員数：2,088 人、機能別団員：104 人、充足率：84.7%
年齢構成　　：団員全体平均年齢：49.8 歳
近年の傾向として、団員減少と平均年齢上昇に歯止めがかからない状況にあります。

（数値基準：4月1日現在）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
条例定数	2,630	2,630	2,630	2,630	2,660	2,660	2,587	2,587	2,587	2,587
実員数（A+B）	2,484	2,485	2,353	2,331	2,370	2,368	2,256	2,262	2,219	2,192
基本団員（A）	2,484	2,485	2,353	2,331	2,283	2,256	2,119	2,139	2,104	2,088
機能別団員（B）					87	112	137	123	115	104
充足率	94.4%	94.5%	89.5%	88.6%	89.1%	89%	87.2%	87.4%	85.8%	84.7%
平均年齢	45.9歳	46.8歳	46.4歳	46.9歳	47.2歳	47.9歳	47.9歳	48.7歳	49.2歳	49.8歳

※機能別団員は令和2年10月1日発足

【福島市消防団員の年齢構成】令和８年４月１日現在（機能別団員も含む）

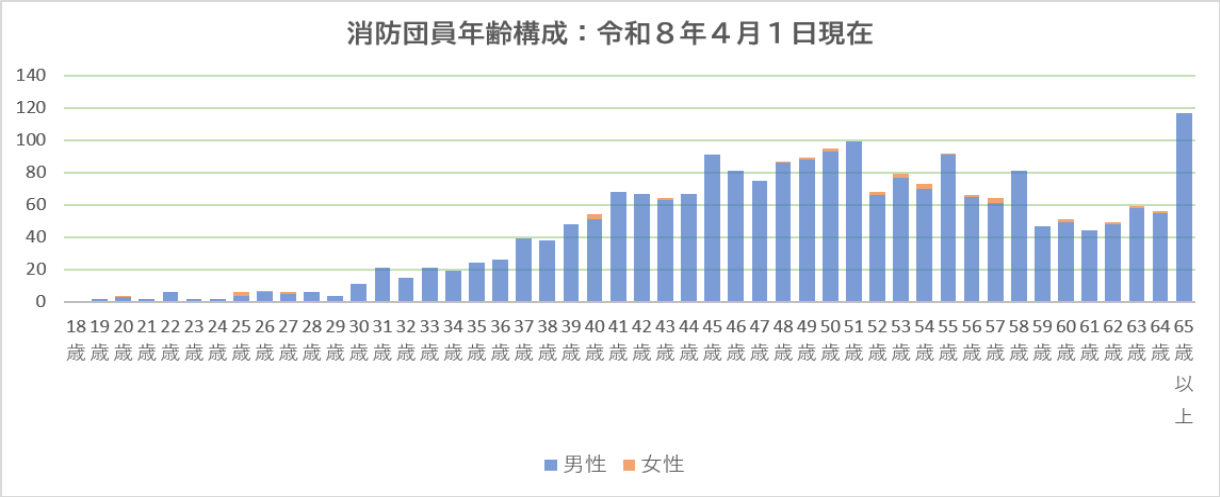

【女性消防団員】
所属方面隊：9 個方面隊のうち、5 個方面隊の各分団に所属
活動形態　：地元分団での各種消防団活動と
　　本団付の女性消防隊としての活動を兼ねる。
人数　　：女性団員総数：30 名（各方面隊：28 名、本団付学生団員：2 名）
　　本団付女性消防隊所属：11 名
割合　　：全体団員に占める割合 1.37%
団員確保のため、女性団員の更なる加入促進が求められます。

【福島市消防団組織体系図】

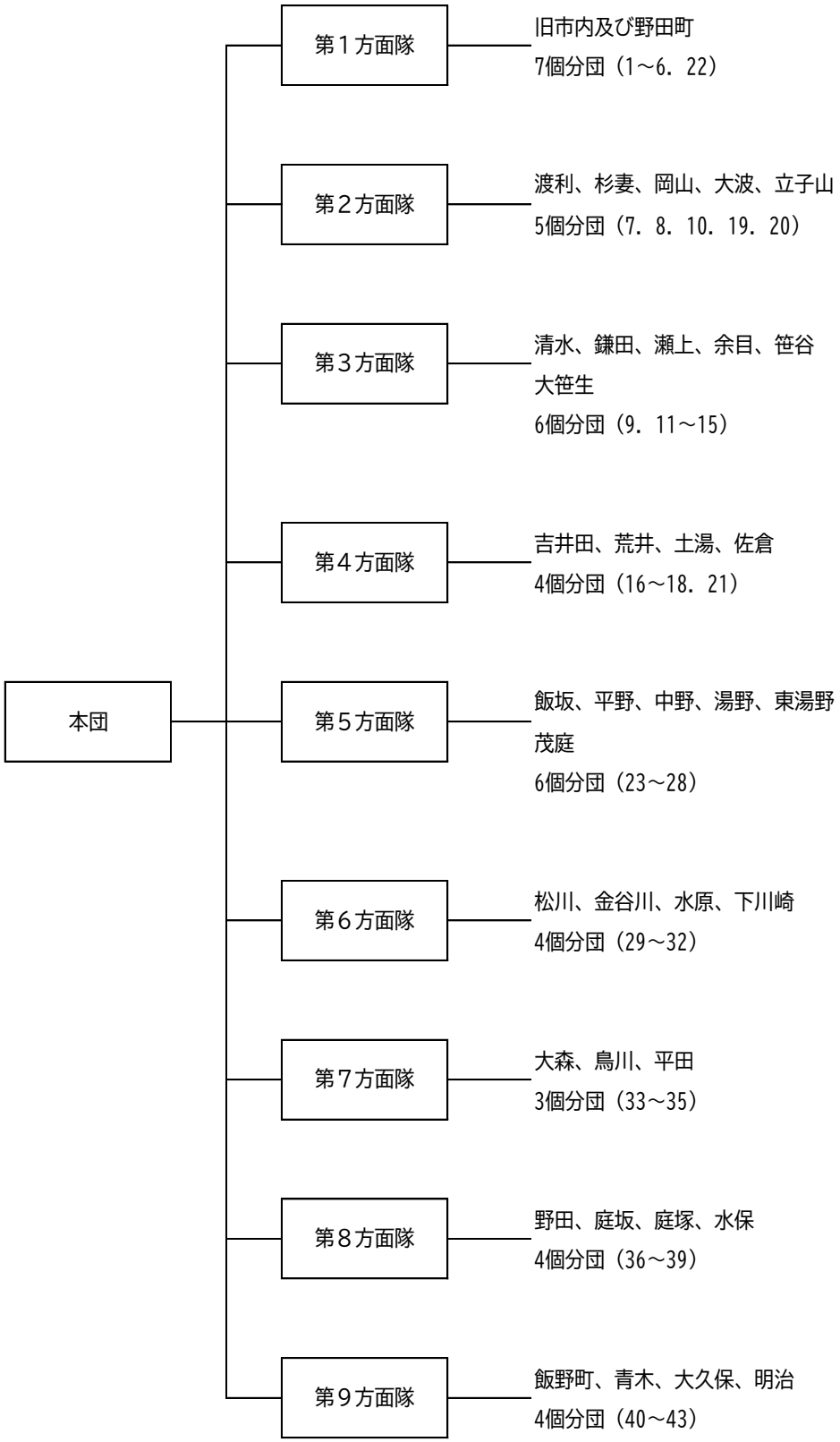

福島市消防団の組織等に関する規則

第二条　消防団に、本団、方面隊及び分団を置き、方面隊は分団をもって組織する。

２　本団にラッパ隊及び女性消防隊を置く。

３　分団に部を置き、部に班を置く。

非常備消防の方面隊（❶～❾）・分団区域（1～43）

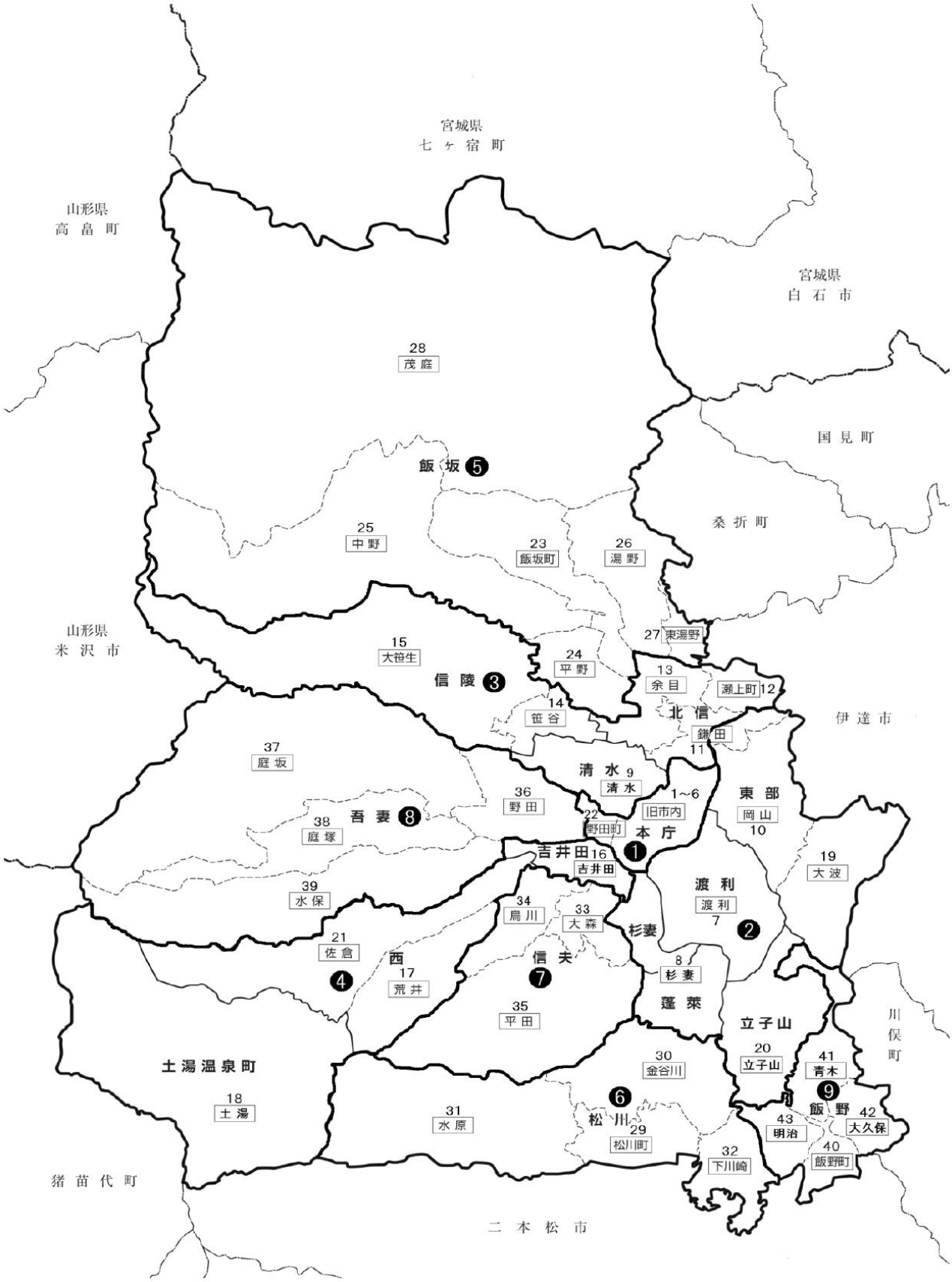

１－１　団員確保の現状

本市消防団は、就業構造や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び地域住民の高齢化が進んでおり、団員確保は年々厳しさを増している状況にあります。

基本団員は６５歳で退団となる定年制を設けている中で、在籍団員の平均年齢は４９．８歳と年々高齢化の一途を辿っています。２０代から３０代の体力旺盛にして、各種広報媒体や消防資機材の取り扱いにも精通した、将来、消防団の中枢を担う若手団員入団者を確保していく事が今後非常に重要となります。

また、外国人等の多様な人材の確保も重要です。

（基本団員＋機能別団員）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
入団者	140	88	96	164	74	91
退団者	103	89	259	99	148	104

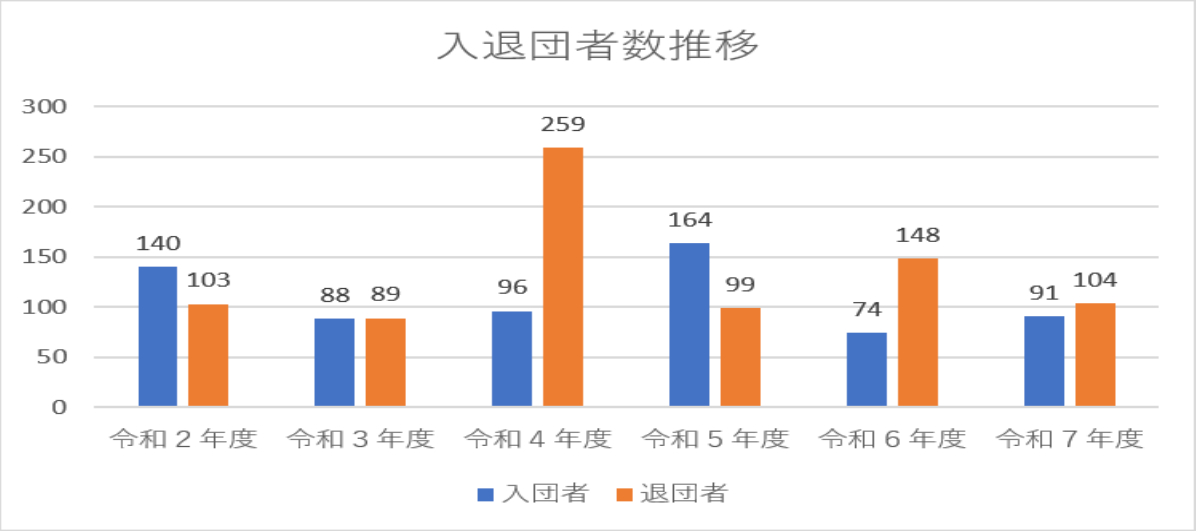

１－２　消防団協力事業所の現状

「消防団協力事業所表示制度」とは、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進などを、事業所の社会貢献として広く認めることで、事業所のイメージアップに役立てるとともに、事業所側の消防団活動への協力を一層推進するものです。

現在、福島市の協力事業所は４０事業所（令和８年４月１日現在）で、前計画策定時（平成３１年３月現在）より２９事業所増加しています。一方の事業所職員の入団をサポートする企業があるものの、サラリーマン団員が増加傾向にある中で、若年層の団員構成率は減少し、３０代以下は４割程度（３７．３％）にとどまっていることから、新たな協力事業所を増やすとともに、若年層従業員の入団を呼びかける必要があります。

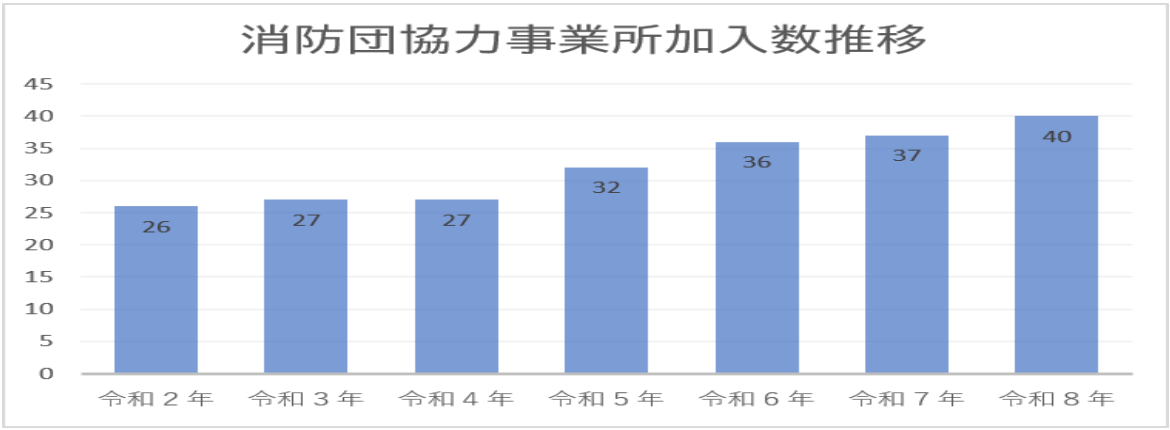

１－３　消防団サポート事業の現状

福島県では、地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団を県全体で応援し、消防団が誇りを持って消防団活動に取り組むことができる環境を整備するため、地域防災力の充実強化を図ることを目的として、福島県内の消防団員、消防団、消防団協力事業所（以下「消防団員等」という。）に対し、サービス等の提供を行う企業、店舗、施設等（以下「サポート企業」という。）の募集を実施しています。

前計画策定時は（平成３１年３月現在）から２４事業所が加入し、現在は２９事業所（令和８年４月１日現在）がサポート企業に登録しておりますが、さらなるサポート企業の増を図る必要があります。

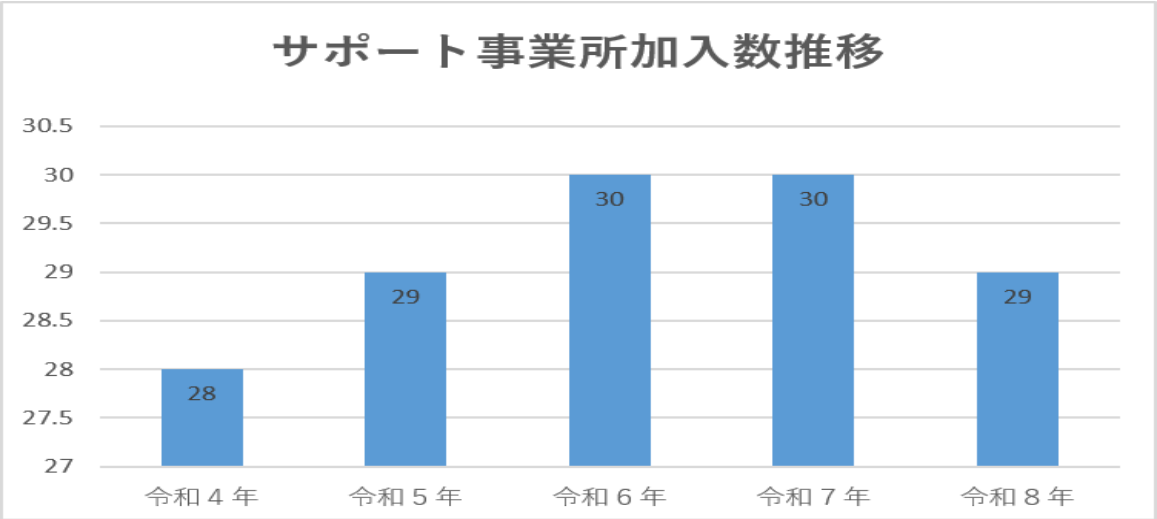

２－１　地域の実情に応じた出動体制の構築

「消防力の整備指針」では、消防ポンプ自動車（以下、「ポンプ車」という。）に搭乗する消防隊の隊員の数は１台につき５名、小型動力消防ポンプ付積載自動車（以下、「積載車」という。）を操作する消防隊の隊員の数は１台につき４名と示されておりますが、一部の地域で出動時の人員確保が難しくなっている状況もあり、現状の出動体制を見直す必要が生じています。

２－２　機能別団員の入団促進

機能別消防団員とは、一般的な消防団員とは異なり、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する消防団員です。

令和２年１０月１日より、大規模災害時や平日昼間等の基本団員が不足する場面において、消防団を引退した方が、豊富な経験や知識、技術を生かして活動する支援団員（ＯＢ団員）制度がスタートしました。

また、同施行日より学生団員の導入も立ち上げており、大規模災害時の避難所運営や各種イベントなどでの広報活動に力を入れる事で、組織体制の強化を図り、基本団員の活動を支援しており、引き続き入団促進を図る必要があります。

（数値基準：4月1日現在）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実員数	実員数	実員数	実員数	実員数	実員数
支援団員	50	61	97	103	104	99
事業所団員	0	0	0	0	0	0
学生団員	37	51	40	20	11	5
合計（機能別団員数）	87	112	137	123	115	104

※定数（令和３、４年　**１５４名**・令和５～８年　**１７８名**）

２－３　女性消防団員の充実

全国的に女性消防団員の採用が進み、活躍の場も広がっています。

これは、単に男性消防団員の減少を補うためということではなく、応急手当の普及、高齢者家庭の防火訪問、防火防災教育など、消防団に期待される活動分野が拡大していることも要因の一つと考えられます。

本市の女性消防団員は各分団に所属し、１２個分団で総人員が３０人（令和８年４月１日現在）機能別団員が２名（令和８年４月１日現在）となっており、さらなる　入団者の確保が求められます。

（数値基準：4月1日現在）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
女性団員数	60	73	63	45	35	30
（うち学生団員）	36	49	33	16	7	2
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
入団者	38	25	17	10	9	1
退団者	6	11	31	25	19	6

３－１　屯所等施設の適正管理

屯所等施設は、４３個分団で合計２０９施設（令和８年４月１日現在）があります。

内訳は屯所車庫１２８施設、屯所置場１８施設、屯所５施設、車庫２４施設、置場２７施設、倉庫７施設です。

これらの施設は、建築年不明を含め昭和に建築した施設が総数の半分以上であり、そのほとんどの施設で老朽化が進んでいます。

過去１０年間の建て替え状況は、平成２４年度に東日本大震災時に被害を受けた施設を８棟改築したほか、公共事業により平成２８年度、平成２９年度に各１棟を改築しており、令和７年度には屯所移転により２棟を新築、合計１３棟となっています。

また、火の見櫓１５５基、ホース乾燥ポール４１基（令和８年４月１日現在）についても老朽化が進んでいます。

火の見櫓は今後、各々の状況に応じて解体・撤去を進めていくと同時に、乾燥ポールへの機能切り替えを実施していきます。

置場施設は、地元町会、地元消防団の意向を聴取した上で協議を行い、予算措置の状況に応じて解体を進めています。

※数値参照　資料編Ｐ４７参照方

３－２　車両等の適正管理

令和８年４月１日現在、消防団車両は１５３台で、内訳はポンプ車７１台、積載車８２台です。過去７年間（令和２年度から令和８年度）の更新実績はポンプ車が１０台、積載車が７台で合計１７台でした。また、経年劣化やメンテナンス及び操作不良が、アフターパーツ類の価格高騰によって修繕費用が増加しています。 消防団車両の配備経過年数については資料編Ｐ５１参照方

非常備車両更新実績

〇ポンプ車

事業年度	分団	納車（取得）年度	備考
令和２年度	第５分団１部（五月町）	令和２年度	
令和２年度	第３分団１部（旭町）	令和３年度	補正・繰明
令和２年度	第１０分団（岡山）３部（中島）	令和３年度	補正・繰明
令和２年度	第１９分団（大波）１部（滝ノ入）	令和３年度	補正・繰明
令和３年度	第４分団（天神町）	令和３年度	
令和４年度	第１２分団（瀬上）４部（本町）	令和６年度	繰明・事故繰越
令和５年度	第４２分団（大久保）１部（南町）	令和６年度	債務負担
令和６年度	第９分団（清水）５部（稲荷田）	令和７年度	債務負担
令和７年度	第２１分団（佐倉）１部（下林）	令和８年度予定	債務負担
令和８年度	第２９分団（松川）１部（上桜内）	令和９年度予定	債務負担

〇積載車

事業年度	分団
令和２年度	第２７分団（東湯野）３部（外屋敷）
令和３年度	第８分団（杉妻）３部（戸ノ内）
令和４年度	第１６分団（吉井田）１部（神明）
令和５年度	第２５分団（中野）３部（滝ノ沢）
令和６年度	第３４分団（鳥川）３部（小堀内）
令和７年度	第２分団（豊田町）
令和８年度	第１５分団（大笹生）１部（上ノ町）

※軽積載車

３－３　装備品の充実

※3「消防団等充実強化法」の施行を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助資材等の消防団の装備を充実するよう、平成２６年２月に「消防団の装備の基準」が改正されました。

当該基準の改正を受け、本市では消防団の装備品を年次計画で追加配備しましたが、貸与品の経過年数が相当長期となっているのが現状です。

※３　消防団等充実強化法

（消防団員の装備の改善等）
第１４条　国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。
（消防団の装備の改善に係る財政上の措置）
第１５条　国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

（「消防団等充実強化法」抜粋）

※配備資機材参照　資料編Ｐ４９参照方

４－１　団員の処遇改善

地域の災害に即時に対応し、昼夜を問わず非常に厳しい環境下において活動する消防団員に対して、活動の実態に応じた年額報酬及び出動報酬（以下「団員報酬等」という。）が支給されるよう規定されています。

本市における団員報酬は、令和５年４月１日の条例改正により支給年額を３０，０００円から、地方交付税単位費用算定基礎額に準じて３６，５００円に引上げを行い、若年層団員の処遇を改善しました。

また、令和６年４月１日の規則改正により本団付けの「ラッパ隊・女性消防隊」の処遇を改善し、両隊役職者に対して階級付与と上位階級での団員報酬、活動内容の拡充を改善しました。

５－１　教育・訓練の強化

現在、消防団が主催して行う教育や訓練（以下「教育等」という。）については、全団員を対象に毎年行う方面隊規律訓練、分団の代表を対象に毎年行うＳ－ＫＹＴ（消防団危険予知トレーニング）、入団から３年未満の団員を対象とした新入団員研修、機関員を中心とした機関員訓練、各方面隊・各分団で実施する放水訓練や各種資機材取扱い訓練などがあります。

また、消防団員が福島県消防学校において受講する教育等は、部長（班長）以上の各方面隊代表者を対象とした初級幹部科や指揮幹部科分団指揮課程、副分団長以上の幹部を対象とした指揮官部科現場指揮課程や、訓練担当者や機関員など各方面隊代表者を対象とした訓練礼式指導員科や機関科などの課程であります。

これらの教育等は、全団員を対象に毎年行う方面隊規律訓練以外は、ごく限られた団員のみが対象となっていることから、方面隊や分団が行う訓練には十分反映されているとは言えない状態にあります。

また、各方面隊から概ね１名の選出であるため、フィードバック方法や知識の共有に困難を極めているのが現状であるため、より多くの団員が教育を受けられる体制を要望することや、各階級毎に必要な知識と実働訓練ができる消防団としての教育体制の確立も必要となります。

※入校者数参照　基本方針５　教育・訓練の充実Ｐ４０参照方

５－２　消防操法への取組

消防操法大会は、隔年に開催され、競技内容はポンプ車操法の部と小型ポンプ操法の部に分かれており、県北５支部（福島支部、伊達支部、川俣支部、二本松支部、本宮支部）のうち、全国大会割り当ての種目に県北３支部（県北地区消防連絡協議会における割当順番による）が出場しています。本市消防団は、分団毎に順番で出場しているため、若手世代の団員確保が困難な近年、団員数の少ない分団は、近年出場するにあたり選手を選定することが困難となりつつあり、また、費用負担が大きくなっています。

また、全国的に消防操法大会が起因する怪我や、練習時間の確保など、操法大会の在り方検討などが進む中、現場における操法動作を基本とした揚水・放水訓練の重要性が近年注目されており、より実災害に対応した訓練が当市消防団においても必要となります。

県大会出場支部県北地区割り当て

		ポンプ車操法の部			小型ポンプ操法の部		
45回	2024年度				二本松	本宮	福島
46回	2026年度	伊達	川俣	二本松			
47回	2028年度				本宮	福島	伊達
48回	2030年度	福島	二本松	本宮			
49回	2032年度				福島	伊達	川俣
50回	2034年度	二本松	本宮	川俣			
51回	2036年度				伊達	川俣	二本松
52回	2038年度	本宮	福島	伊達			

６－１　自主防災組織等の育成指導

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、各地区で実施される防災訓練や自主防災組織等が行う訓練・研修会等、また各地域の事業所で組織している自衛消防組織等との連携訓練等に積極的に参加し、地域防災力の向上に努めております。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自主防災訓練実施町内回数	７１町内会	６８町内会	４６町内会	１０５町内会	２２０町内会	２３４町内会
自主防災訓練参加者総数	８５９人	１０９３人	１４９７人	３７７５人	４２７１人	５００１人
消防団員参加者総数	**８９人**	**１３６人**	**５３人**	**１７４人**	**１６３人**	**２６８人**

※令和２年～４年度　コロナ禍

その他　各方面隊の現状

本市消防団は、各町村が福島市と合併するごとに組織が拡大し、１本団、９個方面隊及び４３個分団で組織されています。

各方面隊の現状は以下のとおりとなります。

各 方 面 隊 の 現 状

≪第１方面隊≫

・管轄人口：39,899 人（2020 年国勢調査）
・団員数　：134 人
・団員率　：0.34%（市平均 0.84%）
・特　徴　：市内で最も団員率が低い方面隊
・施設数　：屯所車庫 8、車庫１（計 9 施設）
・適正配置調査結果（H29）※4：4.5 分以内に消防車両が到着可能な屯所等 6 箇所以上の施設数
8 箇所
・女性団員　：　9 人（第 1・5・6 分団）
・機能別団員：　3 人（第 1・6 分団）

分　　団	人　　口 （A）	団員定数 （B）	実団員数 R8.4.1 現在	団員率 （C）	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1 現在	屯所等施設数 R8.4.1 現在
第 1 分団	3,135	22	9	0.29%	5	1
第 2 分団	3,324	22	17	0.51%	13	1
第 3 分団	12,108	28	25	0.21%	20	2
第 4 分団	5,025	21	20	0.40%	16	1
第 5 分団	2,931	27	26	0.89%	19	2
第 6 分団	3,793	25	21	0.55%	17	1
第 22 分団	9,583	24	16	0.17%	10	1
合　　計	39,899	169	134	0.34%	100	9

※　（A）：２０２０国勢調査、（B）：条例定数（基本団員＋機能別団員）、（C）：実団員数/人口

※４「消防力適正配置等調査結果」

福島市の消防力を効率的に整備・運用するため、消防力適正配置等の業務を一般財団法人消防防災科学センターへ依頼したもので、管内に配置される消防力（消防署所、消防車両、消防団屯所等（屯所車庫、置場）、消防水利）を、道路状況、人口・世帯数、災害発生状況等のデータをもとに、対象地域で発生する災害に最も効率的に対処できる消防力の適正な配置を、システム工学的手法を用いて分析・検討した結果です。

（常備消防に関する調査は令和６年度に再調査しています）

≪第２方面隊≫

・管轄人口：50,401 人（市内で 2 番目に多い）
・人口分布：第 7・第 8 分団区域で全体の約 8 割を占め、市街地に集中
・団員数　：275 人
・団員率　：第 19 分団 2.58%、第 20 分団 4.69%（いずれも高め）
・今後の課題：団員確保がさらに難しくなる可能性あり
・施設数　：屯所車庫 21、車庫 1、屯所 1、屯所置場 5、置場 3　計 31 施設
・適正配置調査結果（H29）：
〇4.5 分以内に消防車両が到着可能な屯所等が 6 箇所以上の施設：4 施設（うち第 8 分団 3 施設）
〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 0 箇所の施設：5 施設
（第 7 分団 4 部〔稲場〕、第 8 分団 1 部〔西裏〕、第 8 分団 1 部〔堰下〕、第 19 分団 3 部〔一里壇〕、第 20 分団 3 部〔上館〕）
・女性団員　：8 人（第 7・第 8 分団）
・機能別団員：支援団員 23 人（第 7・第 8・第 10・第 19 分団）

分　団	人　口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 R8.4.1 現在	団員率 (C)	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1 現在	屯所等施設数 R8.4.1 現在
第 7 分団	15,425	79	68	0.44%	60	7
第 8 分団	23,568	89	74	0.31%	69	7
第 10 分団	9,293	75	55	0.60%	50	5
第 19 分団	1,006	40	26	2.58%	26	5
第 20 分団	1,109	64	52	4.69%	46	7
合　計	50,401	347	275	0.55%	251	31

≪第３方面隊≫

・管轄人口：83,907 人（市内で最も多い）
・団員数　：363 人
・団員率　：第 15 分団 2.91%（高め）、その他の分団は市平均を下回る
・今後の課題：第 15 分団以外は住居地域でサラリーマン団員が多く、団員確保が難しい可能性
・施設数　：屯所車庫 24、屯所置場 2、置場 5、倉庫 2　計 33 施設
・適正配置調査結果（H29）：
〇4.5 分以内に消防車両が到着可能な屯所等が 6 箇所以上の施設：4 施設
〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 0 箇所の施設：第 12 分団 3 部（向瀬上）1 施設
・女性団員　：2 人（第 11・第 12 分団）
・機能別団員：支援団員 8 人（第 12・13・14・15 分団）

分　団	人　口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 R8.4.1 現在	団員率 (C)	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1 現在	屯所等施設数 R8.4.1 現在
第 9 分団	35,618	95	78	0.22%	67	9

第 11 分団	12,571	60	56	0.45%	47	5
第 12 分団	6,970	55	55	0.79%	41	4
第 13 分団	14,430	73	64	0.44%	42	3
第 14 分団	12,219	57	49	0.40%	36	4
第 15 分団	2,099	72	61	2.91%	43	8
合　　計	83,907	405	363	0.43%	209	33

≪第４方面隊≫

・管轄人口：19,517 人（人口の約 6 割が第 16 分団管内）
・団員数　：192 人
・団員率　：第 16 分団以外は 1%超、第 18 分団 6.98%（非常に高い）
・今後の課題：人口減少により、団員数の維持が非常に困難
・施設数　：屯所車庫 12、車庫 3、倉庫 1　計 16 施設
・適正配置調査結果（H29）：
　〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 6 箇所以上の施設：4 施設
　〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 0 箇所の施設：第 18 分団 2 部（鷲倉山）1 施設
　　※以前より団員数が少なく、団員確保が非常に難しい状況
・女性団員　：6 人（第 16・18 分団）
・機能別団員：支援団員 9 人（第 16・17・18 分団）

分　　団	人　　口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 R8.4.1 現在	団員率 (C)	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1 現在	屯所等施設数 R8.4.1 現在
第 16 分団	12,029	69	60	0.50%	47	5
第 17 分団	3,798	49	46	1.21%	42	3
第 18 分団	344	28	24	6.98%	21	4
第 21 分団	3,346	62	62	1.85%	57	4
合　　計	19,517	208	192	0.98%	167	16

≪第５方面隊≫

・管轄人口：20,330 人
・団員数　：361 人
・団員率　：第 24 分団を除き 1%超
　　第 25 分団 4.24%
　　第 27 分団 4.83%
　　第 28 分団 15.19%（非常に高い）
・今後の課題：人口減少により、団員数の維持が非常に困難
・施設数　：屯所車庫 24、屯所 1、車庫 2、置場 3、倉庫 3　計 33 施設
・適正配置調査結果（H29）：
　〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 6 箇所以上の施設：11 施設（非常に多い）
　〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 0 箇所の施設：第 25 分団 4 部（円部）1 施設

・女性団員　：なし
・機能別団員：なし

分　団	人　口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 R8.4.1現在	団員率 (C)	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1現在	屯所等施設数 R8.4.1現在
第23分団	5,761	85	78	1.35%	61	7
第24分団	8,813	75	69	0.78%	42	7
第25分団	1,015	51	43	4.24%	29	5
第26分団	3,709	95	85	2.29%	46	7
第27分団	683	37	33	4.83%	20	3
第28分団	349	56	53	15.19%	49	4
合　計	20,330	399	361	1.79%	247	33

≪第６方面隊≫

・管轄人口：14,882人（市内で2番目に少ない）
・団員数　：235人
・団員率　：全分団で1%超　第31分団 5.51%（非常に高い）
・今後の課題：人口減少により、団員数の維持が非常に困難
・施設数　：屯所車庫13、車庫2、屯所置場2、置場10　計27施設
・適正配置調査結果（H29）：
　〇4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上の施設：なし
　〇4.5分以内に到着可能な屯所等が0箇所の施設：
　　第30分団2部（深沢）、第31分団1部（上野原）　計2施設
・女性団員：なし
・機能別団員：支援団員19人（第29・30・31・32分団）

分　団	人　口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 R8.4.1現在	団員率 (C)	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1現在	屯所等施設数 R8.4.1現在
第29分団	7,697	81	76	0.98%	66	11
第30分団	4,093	65	54	1.32%	48	6
第31分団	943	55	52	5.51%	43	6
第32分団	2,149	58	53	2.46%	46	4
合　計	14,882	259	235	1.58%	203	27

≪第７方面隊≫

・管轄人口：24,591人（人口の約６割が第33分団管内）
・団員数　：198人
・団員率　：第35分団 2.76%（高め）
・今後の課題：人口減少により、団員数の維持が非常に困難
・施設数　：屯所車庫11、屯所1、車庫1、置場2、倉庫1　計16施設

・適正配置調査結果（H29）：
〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 6 箇所以上の施設：なし
〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 0 箇所の施設：
第 35 分団 1 部（音坊）、3 部（西ノ内）計 2 施設
〇女性団員　：1 人（第 34 分団）
〇機能別団員：支援団員 2 人（第 34 分団）

分　団	人　口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 R8.4.1 現在	団員率 (C)	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1 現在	屯所等施設数 R8.4.1 現在
第 33 分団	14,978	76	66	0.44%	62	5
第 34 分団	7,262	73	67	0.92%	57	6
第 35 分団	2,351	73	65	2.76%	54	5
合　計	24,591	222	198	0.81%	173	16

≪第８方面隊≫

・管轄人口：23,965 人（人口の約 6 割強が第 36 分団管内）
・団員数　：264 人
・団員率　：第 38 分団 3.13%、第 39 分団 3.88%（高め）、その他の分団も 1%超
・今後の課題：人口減少により、団員数の維持が非常に困難
・施設数　：屯所車庫 13、車庫 1、屯所置場 8、置場 1　計 23 施設
・適正配置調査結果（H29）：
〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 6 箇所以上の施設：3 施設
〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 0 箇所の施設：第 38 分団 2 部（湯花沢）1 施設
※遠隔地で団員確保が非常に難しい状況
・女性団員：2 人（第 37 分団）
・機能別団員：支援団員 15 人（第 36・37・38・39 分団）

分　団	人　口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 R8.4.1 現在	団員率 (C)	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1 現在	屯所等施設数 R8.4.1 現在
第 36 分団	15,212	95	74	0.49%	52	7
第 37 分団	5,256	73	68	1.29%	56	6
第 38 分団	1,822	75	57	3.13%	48	6
第 39 分団	1,675	74	65	3.88%	51	4
合　計	23,965	317	264	1.10%	207	23

≪第９方面隊≫

・管轄人口：5,754 人（市内で最小）
・団員数　：151 人

・団員率　：全分団で 1%超　第 41 分団 2.88%、第 43 分団 3.62%（高め）
・今後の課題：人口減少により、団員数の維持が非常に困難
・施設数　：屯所車庫 1、屯所 2、車庫 13、屯所置場 2、置場 3　計 21 施設
・適正配置調査結果（H29）：
　〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 6 箇所以上の施設：4 施設
　〇4.5 分以内に到着可能な屯所等が 0 箇所の施設：第 43 分団 2 部（胡桃作）1 施設
　　※団員確保が非常に難しい地区
・女性団員：なし
・機能別団員：支援団員 20 人（第 40・41・42・43 分団）

分　団	人　口 （A）	団員定数 （B）	実団員数 R8.4.1 現在	団員率 （C）	ｻﾗﾘｰﾏﾝ団員数 R8.4.1 現在	屯所等施設数 R8.4.1 現在
第 40 分団	2,040	49	40	1.96%	34	6
第 41 分団	1,285	48	37	2.88%	32	7
第 42 分団	1,434	48	38	2.65%	34	4
第 43 分団	995	45	36	3.62%	34	4
合　計	5,754	167	151	2.76%	134	21

第４　福島市消防団が目指すビジョン

１　目指すべき姿

消防団は各地域特性や地域コミュニティーなどの地域住民との繋がりの中で、長い年月を歩み今に至っています。

そして、地域には欠かすことのできない防災の要として、常備消防と常に連携しながら「安全で安心なまちづくり」に貢献してきた集団です。

一方で、近年は火災や救急に加え、地震や風水害などの自然災害が毎年のように猛威をふるい、地域住民の安全を脅かしています。

本市消防団は、自然災害や社会課題の変化に挑戦・対応し、これまで以上に地域住民の安全・安心のため、より身近な存在として地域に愛される、未来ある組織体制の在り方を団員一人一人が自ら考え、将来に渡り持続可能な組織体制を構築し消防団員への成り手が途絶える事のない組織作りを目指します。

地域とともに持続・成長する魅力ある消防団の実現



２　基本方針

目指すべき姿の実現のための方向性として、福島市新時代消防団計画の計画期間（２０２７年度～２０３４年度）の基本方針を次のように定めます。

○１　団員の確保

消防団員の確保については、消防団の活動を地域住民へＰＲ（ＳＮＳ等）し、若年層の住民の「自らの地域は自ら守る」という意識の醸成を図るとともに、地域における各種行事や各種団体における交流などを通し、消防団への入団に繋げます。

また、常備消防と一体となり消防団協力事業所をはじめとする企業訪問を行うとともに、より魅力的なサポート事業を展開し、所属団員が活動しやすい状況を整えるとともに、新規入団者の確保に努めます。

このような状況において、当市においても、令和２年の１０月より機能別消防団（支援団員・学生団員・事業所団員）制度を創設し、基本団員のサポート体制の強化を図っており、今後も継続して機能別消防団員の確保に努めていきます。

また、若年世代に対する防災教育に消防団自らが取り組み、自分達の住む地域への愛着と自助共助の精神を養い、将来を担う消防団員の確保につなげるとともに、外国人等の多様な人材確保に努めます。

○２　組織の体制強化

すでに旧市街地や市街地から離れた山間部などの地域では分団、部単位での活動が困難となっている状況も確認されているため、方面隊内での分団間のさらなる連携の強化や協力、さらには現在の管轄区域の統合・再編等も考慮しながら、より効率的・効果的な組織体制への変更や地域住民にとってより身近な消防団となれるような取り組み、検討します。

○３　施設・装備の充実

各地域の防災拠点となる屯所等施設は、人口減少を見据えた上で必要な機能を集約するほか、世帯数や道路状況等、地域実情に応じた保有量のあり方について調整を図ります。施設の在り方としては、女性活躍推進の観点から施設・資機材の検討、また、車両については、各分団の地域の特性に応じた車両の仕様を選択し、適正な配置を図ります。さらに、装備品については、消防団員に配慮した安全対策品の導入や在庫管理手法等の検討を行い装備品の充実を図ります。

○4　処遇の改善

消防団員は、地域防災の主軸であり、自身の職務以外での平常時・非常備の活動である事、また危険業務に従事する割合が多い事からも、今後もその活動内容に合う各種処遇の改善を図ります。

また、機能別団員の処遇改善を併せて検討します。

○5　教育・訓練の充実

消防団員教育については、常に規律を正し、団員の品位の向上を図るとともに、団結を強固にして、災害対応における安全を第一優先に考えた活動を行います。

特に、新入団員には、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の活動内容に応じて、安全管理を含めた実践的な知識及び技術の習得を図ります。

訓練については、部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身につけ、消防諸般の要求に適応するための基礎を作ることが重要であるため、方面隊、分団単位で行っている規律訓練や消防操法訓練のさらなる充実を図ります。

また、分団内における各役職や年齢に応じた教育が、分団内の円滑な活動と協力体制の構築に役立つ事も考慮し、消防学校での消防団教育も積極的に受講し、適正な知識と技術の習得を目標として消防団活動を円滑に行えるように努めます。

○6　地域との連携

地域における自主防災訓練では、訓練の要となる消防団員が指導的な役割やリーダー的な役割を担う事で地域住民の安心感と繋がりを築き、消防団への理解を深め若年層の消防団への入団促進が将来にわたり持続する体制を地域と協力しながら構築します。


基本方針
各施策
主な取り組み
基本方針１
団員の確保
1 地域の実情に応じた団員の確保
2 消防団協力事業所の増
3 消防団サポート事業の増
1 町内会等地元団体との連携による団員確保
1 任命要件の見直し
1 幼少年への啓発
1 事業所等との連携
○1 認知度・関心度の向上
◎1 多様な消防団員の人材確保
2 新規協力事業所の開拓
○2 既存協力事業所への若年層従業員等の入団呼びかけ
3 拡充に向けた広報方法（PR）
基本方針２
組織の体制強化
1 地域の実情に応じた出動体制の構築
2 機能別団員の入団促進
3 女性消防団員の充実
1 各分団の社会情勢に応じた組織の在り方検討
2 支援団員の入団促進 （令和２年１０月１日施行）
2 事業所団員の入団促進（令和２年１０月１日施行）
2 学生団員の入団促進 （令和２年１０月１日施行）
2 その他 （新たな機能別団員の設立）
3 女性団員の入団促進
3 組織体制作り
○3 環境整備
新消防本部庁舎内への拠点スペース設置
（令和１０年４月１日竣工予定）
基本方針３
施設・装備の充実
1 屯所等施設の適正管理
2 車両等の適正管理
3 装備品の充実
1 屯所・車庫
1 屯所・、単独屯所及び置場
1 火の見櫓・ホース乾燥ポール
2 車両更新
2 消防車両等の整備（ポンプ車、積載車、広報車等、その他）
3 団員の安全確保対策
○3 装備品の管理方法の見直し
基本方針４
処遇の改善
1 団員処遇の改善
1 団員報酬の確保
◎1 免許補助制度の導入
◎1 地域に必要な機能別団員・分団制度の検討
基本方針５
教育・訓練の充実
1 教育・訓練の強化
2 消防操法への取組
1 教育体制の充実
○1 現場対応訓練の充実
新消防本部庁舎（令和１０年４月１日竣工予定）施設を使用した訓練の実施
1 組織体制に係る全体への教育充実
1 研修受講機会の確保
2 ポンプ操法の理解と意義
2 今後の在り方について
基本方針６
地域との連携
1 自主防災組織等の育成指導
1 自主防災組織等との良好な関係性の構築
1 地域と連携した訓練の実施と指導
1 地域での防災教育の取組
記載詳細：◎新規 ○一部新規及び事業の充実

各　　論

福島市

第５　各基本方針の展開・具体的な取り組み

１　基本方針１　団員の確保

（1）施策１　地域の実情に応じた団員確保

【成果報告】

（基本団員＋機能別団員）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
入団者数	88人	96人	164人	74人	91人

平均入団者数
102人

【課題】

〇若者や女性の消防団加入促進
〇消防団の活動に対する地域・企業理解や支援が得られる環境整備
〇機能別消防団員の入団確保

【主な取り組み】

◇町内会等地元団体との連携による団員確保

消防団員を確保するには、何より地域住民や家族の理解と協力が不可欠であることから、消防団と町会長をはじめとした地域の皆様との顔の見える関係を強化し、消防団の必要性を認識いただき、協力を得ながら団員の確保に努めます。

◇任命要件の見直し

条例や要綱で規定されている任命要件を見直し、入団しやすい体制づくりに努めます。

◇幼少年への啓発

消防出初式等のイベント等の際に、将来を担う子供たちにキッズコーナーなどのブースを設けて、幼少年期から防災等に興味を持ってもらうとともに、地域の行事へ参加し地域防災の要としての消防団を認識してもらい、次世代の団員確保に努めます。

◇事業所等との連携

若い世代の団員を確保するため、事業所等や国及び地方公共団体の職員に加入促進の働きかけを行うと共に、職場の理解を得るための企業への訪問説明も併せて実施する事で地域全体での理解を深めていきます。

◇認知度・関心度の向上

消防団の活動を地域住民へ、YouTube 等の SNS を駆使し、誰もが受け入れやすい新しい消防団組織の在り方を広く PR していく事で若い世代にも受け入れられる消防団を目指します。

◇多様な消防団員の人材確保

学校、事業所等の協力を得ながら、外国人留学生、外国人就労者の加入促進の働きかけ、団員の確保に努めると共に、YouTube 等の SNS を駆使した PR にも努めます。

【成果指標】

令和8年度	
年間平均入団者数	**102人**

➡

令和１２年度	
年間平均入団者数	**102人**

（２）施策２　消防団協力事業所の増

【成果報告】

消防団協力事業所増加数	**13事業所**

令和３年４月１日現在　２７事業所　　令和８年４月１日現在　４０事業所

【課題】

〇新規協力事業所の増

〇既存協力事業所からの若年層団員の確保

【主な取り組み】

◇新規協力事業所の開拓

認定要件を満たしているが申請のない事業所等へ対し、戸別訪問を実施して申請をお願いするほか、事業所に勤務する団員からも企業に対し申請を促す働きかけを進めていきます。

◇既存協力事業所への若年層従業員等の入団呼びかけ

協力事業所へ、若年従業員への入団を呼びかけるとともに消防団活動について、できる限り職免扱いにする、あるいは休暇取得しやすくするなど協力を求めます。

また、企業側への優遇措置や市民への企業イメージアップ効果などもＰＲしていきます。

【成果指標】

令和８年度	
登録事業所数	**40事業所**

➡

令和１２年度	
登録事業所数	**50事業所**

（3）施策３　消防団サポート企業の増

【成果報告】

サポート企業増加数	**0事業所**

令和３年４月１日現在　２９事業所　　令和８年４月１日現在　２９事業所

【課題】

○サポート企業のさらなる増加

【主な取り組み】

◇拡充に向けた広報方法（ＰＲ）

消防出初式等の行事を捉え、消防団サポート企業の登録に向けてチラシ配布等の広報活動や登録企業の生の声等を広報し PR を行います。

地区ごとに飲食店や事業所等を戸別訪問し、登録件数の増に努めます。

◇在籍団員への周知方法

消防団の会議等の中でも登録店の周知を図り、団員に対してもメリットを説明し積極的なサポート事業活用を進めていきます。

【成果指標】

令和８年度	
登録事業所数	**29事業所**

➡

令和１２年度	
登録事業所数	**40事業所**

２　基本方針２　組織体制の強化

（1）施策１　地域の実情に応じた出動体制の構築

【課題】

○地域の実情に応じた各分団等の組織の在り方

○各分団の部や班の編成の在り方

【主な取り組み】

◇各分団の社会情勢に応じた組織の在り方検討

人口・世帯数や交通網等の社会条件の変化に対応するため、本団役員会並びに分団会議時に各地域実情の意見交換や分団実情を話合い、方面隊・各分団間等での 連携・協力の体制を強化し、現状の消防団活動状況等を正確に把握、各分団の部・班の組織のあり方について、それぞれの地域実情に応じた下記調査結果に基づき集約、再編成等を行い、即応性のある組織を図ります。

福島市消防団組織体制に関する調査実施について　（R7. 10月１日現在）

		１　次期計画期間内（R8～R12）での組織再編について		
		実行が必要	実行可能	実行不可
	合計	**10**	**17**	**16**

（２）施策２　機能別団員の入団促進

【成果報告】

機能別団員増加数	17人

令和３年４月１日現在　**87人**（支援団員50人　学生団員37人）　令和８年４月１日現在　**104人**（支援団員99人　学生団員5名）

【課題】

〇継続的な団員確保の取組み

〇学生団員退団後の基本団員への移行入団促進

【主な取り組み】

◇支援団員の入団促進（令和２年１０月１日施行）

福島市の消防団員として従事し退団した者又は消防職員を退職した者のうち、昼間に限り活動を行う消防団員の入団促進を随時すすめていきます。

◇事業所団員の入団促進（令和２年１０月１日施行）

福島市内に勤務する者のうち、勤務先の事業所等で定める勤務時間内の昼間に限り活動を行う消防団員の入団促進を随時すすめていきます。

◇学生団員の入団促進（令和２年１０月１日施行）

福島市内に居住し、又は福島市内の大学や専門学校に通学する者のうち、主に火災予防活動、広報活動を行う消防団員の入団促進を随時すすめていきます。

◇その他

その他必要な機能別消防団員について今後導入を検討します。

【成果指標】

令和8年度	
機能別団員在籍数	**104人**

⇒

令和１２年度	
機能別団員在籍数	**151人**

（３）施策３　女性消防団員の充実

【課題】

〇女性が入団し易い組織体制作り

※女性の関心が高い活動内容の広報など

女性消防団員がやりがいを感じる活動と環境整備

【主な取り組み】

◇女性団員の入団確保

女性防火クラブ員が活動する区域外を重点に、地域の企業や大学と連携し、女性消防団員の加入促進に努めます。

女性消防団員の活動を広く地域住民に周知します。（SNS や広報媒体の活用等）

◇組織体制作り

女性消防団員が活動しやすい組織づくりに努めます。

※活動拠点の確保、施設整備、意見集約がし易い環境作り

※活動目標を明確化できる組織体制

◇環境整備

女性消防団員が活動しやすいよう施設の改修又は整備を図ります。

新消防本部庁舎内への活動拠点スペース設置（令和１０年４月１日竣工予定）

【成果指標】

令和8年度	
在籍数	**30人**

➡

令和１２年度	
在籍数	**50人**



３　基本指針３　施設・装備の充実

（1）施策１　屯所等施設の適正管理

【成果報告】

非常備施設の建替え、解体実績

〇建替え

事業年度	分団	用途	備考
平成２８年度	第２３分団（飯坂）２部・５部（古舘）	屯所車庫	旧飯坂署敷地内へ建替え(建物集約)
平成２９年度	第１５分団（大笹生）２部（仲畑）	屯所車庫	県道拡幅に伴う建替え
令和７年度	第２２分団（野田町）	屯所車庫	施設老朽化に伴う建替え
令和７年度	第２９分団（松川）２部（後原）	屯所車庫	借地返還に伴う建替え

〇解体

事業年度	分団	用途
平成３０年度	第４３分団（明治）部（西向平）	置場
令和２年度	第２１分団（佐倉）３部（島）	置場
令和２年度	第２４分団（平野）２部（舘屋敷）	置場
令和２年度	第３６分団（野田）４部（星段）	置場
令和２年度	第３７分団（庭坂）１部（遠窪）	屯所置場
令和３年度	第１１分団（鎌田）１部（田ノ神）	置場
令和３年度	第１５分団（大笹生）１部（水口）	置場
令和３年度	第２８分団（茂庭）１部（藤清水）	置場
令和３年度	第４２分団（大久保）２部（仲窪）	置場
令和４年度	第７分団（渡利）２部（原）	屯所置場
令和４年度	第１３分団（余目）１部（孫六橋）	置場
令和４年度	第２５分団（中野）３部（堰場）	置場
令和４年度	第３７分団（庭坂）２部（大原）	置場
令和５年度	第９分団（清水）４部（門前）	置場
令和５年度	第２４分団（平野）１部（万代）	置場
令和５年度	第３９分団（水保）４部（相沢）	屯所置場
令和６年度	第４３分団（明治）１部（西滝袋）	置場
令和７年度	第２１分団（佐倉）３部（紫内南）	置場
令和７年度	第３３分団（大森）２部（山ノ神）	屯所置場
令和７年度	第３５分団（平田）３部（新田）	置場
令和８年度	第４０分団（飯野）２部（前原田）	車庫

【課題】

〇２０９施設の半分以上が老朽化している事による維持管理

〇火の見櫓の保全と解体

【主な取り組み】

◇屯所・車庫

・建築年月日が古い順から地域実情を考慮して更新します。

・分団の部や班の統合・再編等を踏まえ、より活動しやすい屯所の配置に努め、借地状況も勘案のうえ屯所等施設の増設や集約等を行います。

・地域の実情に応じて、人口分布の推移等を勘案し、最適地への移転・集約を検討しながら出動体制の持続強化を図ります。

・屯所等の施設総量を考慮し、安定した更新サイクルを目指すため、計画的な改修・補修を実施しながらさらなる長寿命化に努めます。

・屯所等の更新時には、プライバシー等にも配慮した女性消防団員が活動しやすい施設とするほか、施設の長寿命化を図ります。

◇屯所置場、単独屯所及び置場

・屯所置場、単独屯所は、屯所車庫等の施設に集約し、多機能化します。
　置場は解体計画に沿って、地元町会、地元消防団の意向を聴取しながら解体します。

◇火の見櫓・ホース乾燥ポール

・計画的に火の見櫓からホース乾燥ポールに切替えます。

※例　集約化イメージ図

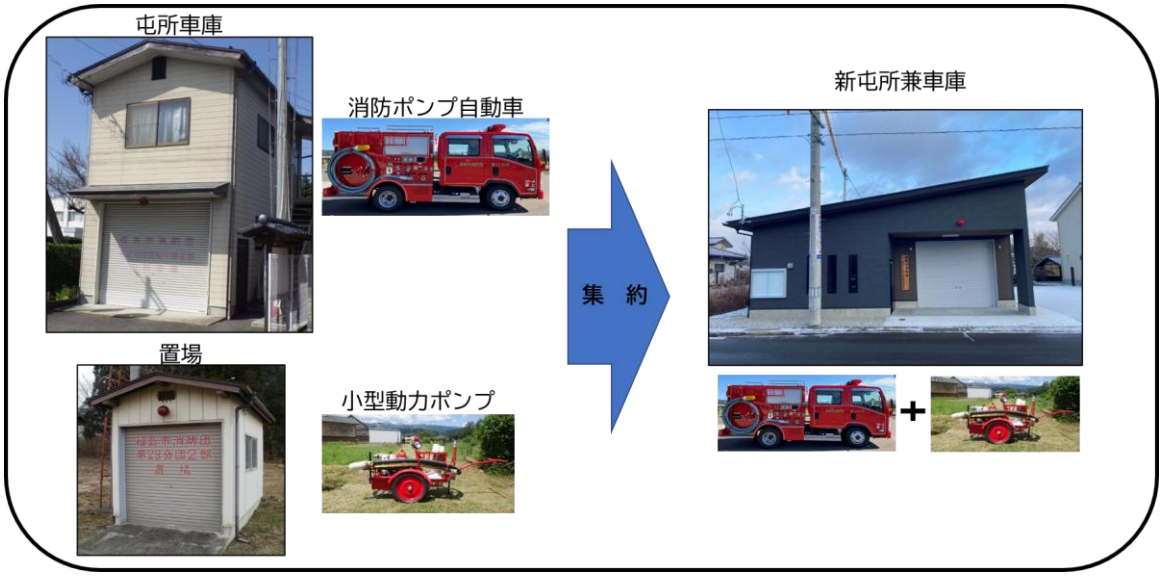

（２）施策２　車両等の適正管理

【成果報告】非常備車両更新実績

〇ポンプ車

事業年度	分団	納車（取得）年度
令和２年度	第５分団１部（五月町）	令和２年度
令和２年度	第３分団１部（旭町）	令和３年度
令和２年度	第１０分団（岡山）３部（中島）	令和３年度
令和２年度	第１９分団（大波）１部（滝ノ入）	令和３年度
令和３年度	第４分団（天神町）	令和３年度
令和４年度	第１２分団（瀬上）４部（本町）	令和６年度
令和５年度	第４２分団（大久保）１部（南町）	令和６年度
令和６年度	第９分団（清水）５部（稲荷田）	令和７年度
令和７年度	第２１分団（佐倉）１部（下林）	令和８年度予定
令和８年度	第２９分団（松川）１部（上桜内）	令和９年度予定

〇積載車

事業年度	分団
令和２年度	第２７分団（東湯野）３部（外屋敷）
令和３年度	第８分団（杉妻）３部（戸ノ内）
令和４年度	第１６分団（吉井田）１部（神明）
令和５年度	第２５分団（中野）３部（滝ノ沢）
令和６年度	第３４分団（鳥川）３部（小堀内）
令和７年度	第２分団（豊田町）
令和８年度	第１５分団（大笹生）１部（上ノ町）

【課題】

〇車両価格の高騰による更新車両台数の数

〇物価流通による車両作成までの期間延長

【主な取り組み】

◇<u>車両更新</u>

消防車両の配置を、将来世代を見据えた長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた必要な機能を選択し、毎年度ポンプ車２台、積載車２台の計４台を目標としますが財政状況を踏まえた更新とします。

また、消防車両の総量に考慮し、安定した更新サイクルを目指すための計画を作成します。

◇<u>消防車両等の整備</u>

（ア）ポンプ車

・基本的には購入年月日が古い順から更新しますが、施設状況も考慮します。また、現行のＣＤ－Ⅰ型のポンプ車は準中型免許が必要なことや、更新購入時の費用が高額なことから積載車（軽仕様含む）へ仕様の変更を検討します。さらに、ポンプ車の更新時には保有免許の資格区分も考慮して進めます。

・再配置終了時にはポンプ車を基本「各分団１台」の配置とします。



（イ）積載車

・基本的には購入年月日が古い順から更新します。普通車仕様の積載車は充足していることから、より機動性(狭隘な道路も進入が安易、車両サイズが小型である)に優れた軽自動車仕様の積載車導入を検討します。

・軽自動車仕様を導入することで財政負担の軽減が見込めます。
普通自動車・軽自動車使用選定につては、更新消防団との協議の上進めます。



（ウ）広報車等

・火災をはじめ水害等自然災害時の避難情報等の広報活動や、組織編成等の見直しに併せた災害時の団員搬送、水害時の土のう搬送を行えるよう「広報車」の導入を検討します。導入車種にあってはワンボックスタイプ・軽自動車タイプ等を検討し、多用途に対応できるものとします。

・また、広報車等の更新にあたっては増車という導入ではなく、現有車両からの使用形態の変更として導入する事とするため、更新消防団と協議の上決定します。

・令和７年４月１日現在、広報車の導入はありませんが、今後導入検討を更新消防団と進めていきます。

（エ）その他

・車両メンテナンス及び操作要領を周知徹底し、ランニングコストを縮減します。 車両使用者（機関員）への操作要領を、QR コードを用いた操作要領動画がスマートフォンで即座に確認できる仕組みを進めていきます。（企画管理係より配信）

※イメージ図



（QR コード）　（スマホ）　（動画 TOP 画像）

41

（３）施策３　装備品の充実

【成果報告】

「団員貸与品目」

個人装備品配備

令和2年4月1日		令和8年4月1日	
耐切創手袋	0	耐切創手袋	2337名

「分団装備品目」

消防団装備品配備

令和2年4月1日		令和8年4月1日	
救命胴衣	775着	救命胴衣	1184着

令和2年　84着配備、令和3年　325着配備

消防団装備品配備

令和2年4月1日		令和8年4月1日	
ボート一式	0	ボート一式	7個分団

消防団装備品配備

令和2年4月1日		令和8年4月1日	
胴長	0	胴長	21個

令和２年配備（3,5,7,8,10,11,12分団に各3個配備）

消防団装備品配備

令和2年4月1日		令和8年4月1日	
チャップス	0	チャップス	43個

令和3年　43個分団に各1個配備

「車両装備品目」

消防団車両装備

令和2年4月1日		令和8年4月1日	
積載照明	ハロゲン型	積載照明	LED型

【課題】

○（団員貸与品目）安全確保のための装備品の更新
○（分団装備品目）配備から相当年数が経過している装備品の今後の備品管理
○（車両装備品目）価格高騰に伴う必要な量と高品質品の確保

【主な取り組み】

◇団員の安全確保対策

貸与品の経年劣化や損傷等で安全性や着用に支障をきたす場合には速やかな再貸与に努めます。

◇装備品の管理方法の見直し

退団者などの使用しない貸与品は各消防団内でリユースし有効活用を進めます。
現在、各分団で行っている活動服や長靴等の貸与品の在庫管理を本団の一元管理に移行することを検討し、貸与品の有効活用を図ります。

4　基本方針４　処遇の改善

（1）施策１　団員処遇の改善

【成果報告】

１　団員報酬額の改訂

※　別添１報酬表参照方

団員報酬額の改訂

平成30年4月1日		令和7年4月1日	
団員階級	**30,000円**	団員階級	**36,500円**

令和5年4月1日より金額改訂

２　本団ラッパ隊と女性消防隊の処遇改善

１．処遇方針

（１）両隊の本団における役割を拡充・明確化し、必要な人員・体制づくりを行う。

（２）両隊の隊長等の階級について処遇する。

２．隊員数

女性消防隊　（現数）　9 名　⇒　（上限）20 名

ラッパ隊　　（現数）31 名　⇒　（上限）40 名

３．階級・報酬

①階級

		（現）	（処遇改善後）
ラッパ隊	隊長	団員	副分団長
	副隊長①	団員	部長
	副隊長②	班長	部長
	会計担当	団員	班長
女性消防隊	隊長	部長	副分団長
	副隊長	部長	部長
	会計担当	団員	班長

②報酬

		（現）	（処遇改善後）
ラッパ隊	隊長	36,500 円	60,000 円
	副隊長①	36,500 円	47,000 円
	副隊長②	38,000 円	47,000 円
	会計担当	36,500 円	38,000 円

【課題】

〇団員の士気高揚に繋がる処遇改善

【主な取り組み】

◇団員報酬の確保

消防団員への適正な団員報酬が引き続き支給されるよう、各分団への働きかけを継続します。
また、団員一人一人の士気を高める行事の在り方や、新たな処遇等を今後検討していきます。

◇免許補助制度の導入

２０１７年３月施行の道路交通法改正後に普通免許を取得した団員が準中型免許を取得する際の費用負担について、「福島市消防団員準中型自動車免許取得補助金要綱」を令和８年４月１日より施行し取得費用の負担軽減を進めて行きます。

※要綱参照　資料編Ｐ５２・５３参照方

◇地域に必要な機能別団員・分団制度の検討

地域の事業所との連携など、地域の特性によって、必要な機能を検討します。
また、機能別団員の入団方法等について検討します。

別添１　団員報酬額の改定

改正前

階級		年額報酬
団長		220，000円
副団長		160，000円
分団長		87，000円
副分団長		66，000円
部長	機関操作に従事する者	53，000円
	その他の者	47，000円
班長	機関操作に従事する者	44，000円
	その他の者	38，000円
団員（基本団員）	機関操作に従事する者	36，000円
	その他の者	30，000円
団員（機能別団員）		12，000円

改正後

階級		年額報酬
団長		205，000円
副団長		145，000円
分団長		80，000円
副分団長		60，000円
部長	機関操作に従事する者	53，000円
	その他の者	47，000円
班長	機関操作に従事する者	44，000円
	その他の者	38，000円
団員（基本団員）	機関操作に従事する者	42，500円
	その他の者	36，500円
団員（機能別団員）		12，000円

国基準

基準額
82，500円
69，000円
50，500円
45，500円
37，000円
－
36，500円
－

5　基本方針５　教育・訓練の充実

（1）施策１　教育・訓練の強化

【成果報告】

～　本団企画研修実施状況　～

研修経過	平成３１年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員
幹部研修会	中止	中止	中止	中止	中止	中止	1	49	1	91	1	72	1	82
新入団員研修	1	91	中止	中止	9	123	2	73	2	115	2	102	1	66
危険予知訓練（S-KYT）	1	44	中止	中止	中止	中止	1	38	1	41	1	41	1	43
機関員研修							1	43			1	43		
その他研修※					2	28	1	13	3	20	14	67	3	42

※（その他研修）　防災士スキルアップ研修、防火防災研修、学生団員研修会、広報活動研修等

～　福島県消防学校入校状況　～

学校入校経過	平成３１年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員
初級幹部科	1	8	1	7	1	9	1	7	1	6	1	6	1	1
分団指揮課程	1	9	1	9	1	6	1	5	2	9	2	8	2	4
現場指揮課程	1	8	1	9	1	9	1	8	1	9	1	8	2	9
女性消防団員課程	1	4											1	1
訓練礼式指導員課	1	9	1	6	中止	中止	1	8	1	9	1	8	1	9
ラッパ吹奏課	1	7					1	5			1	3		
その他課程※	1	2	2	14	1	2	1	46	1	2				

※（その他課程）　ポンプ操法指導員科、機関科、警防科

【消防団普通救命講習会受講状況】

（数値基準：R8年4月1日現在）　→団員実数2,192人

	有り	無し	不明
受講歴（人）	1,547	178	467
受講歴（%）	70.6%	8.1%	21.3%

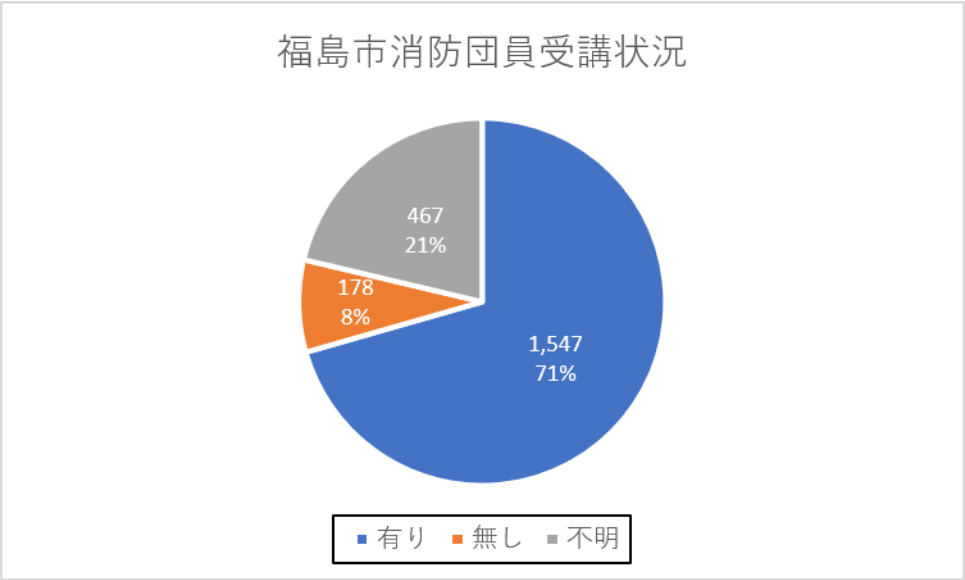

【課題】

〇県消防学校への必要な入校枠の確保

〇教育受講者からのフィードバックの機会確保

〇応急手当普及指導員の養成

【主な取り組み】

◇教育体制の充実

従来行っている教育等が、団員の技術の向上に直結しているか否か、若手団員を含めた現場の声を聞きながら、また、各階級に応じた、役割に応じた教育を進め、教育等の充実を図ります。

全団員を対象に毎年行う方面隊規律訓練については、消防団員としての規律保持を身に付けるために必要な訓練となることから、本団訓練部長、方面隊訓練指導員を中心に指導を行い、規律訓練等の充実強化を図ります。

　また、あらたな取り組みとしてラッパ隊の生演奏等の協力も得ながら各方面隊における規律訓練を実施いたします。

◇現場対応訓練の充実

車両の操作訓練や各分団に配備されている救助資機材を用いた訓練を定期的に行い、大規模災害等に対応できる体制の充実を図ります。

近年配備されている、新型車両や器具の導入も踏まえた上で、各分団の実情にあった訓練を新消防本部庁舎内（令和１０年４月１日竣工予定）を中心として進めていきます。

◇研修受講機会の確保

受講者が受けやすい、日数や曜日配分などの要望を踏まえ、研修日時等を設定します。

消防団等充実強化法

（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）

第１６条　国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市町村は、所定の教育訓練の過程を終了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

（「消防団等充実強化法」抜粋）

【成果指標】

講習会の受講者数

（２）施策２　消防操法への取組

【成果報告】

令和2年度	**第20分団（立子山）**	**ポンプ車の部**

※コロナ禍により中止

令和3年度	**第20分団（立子山）**	**ポンプ車の部**

※コロナ禍により中止

令和4年度	**第20分団（立子山）**	**ポンプ車の部**

※在籍団員の負担や、状況を鑑みて福島市消防団として出場しない旨を決定

令和6年度	**第25分団（中野）**	**小型ポンプの部**

【課題】※5**消防操法**

〇出場分団の費用負担増大

〇出場団員の確保

〇訓練などによる公務災害の増大

※仕事への影響など

※５　消防操法とは

消防操法とは、国が定める「消防操法の基準」及び「消防訓練礼式の基準」に基づき、消防職・団員が迅速、的確かつ安全に消防活動に従事できるよう定められた、消防用機械器具の取扱い及び操作方法です。

県大会出場支部県北地区割り当て

		ポンプ車操法の部			小型ポンプ操法の部		
45回	2024年度				二本松	本宮	福島
46回	2026年度	伊達	川俣	二本松			
47回	2028年度				本宮	福島	伊達
48回	2030年度	福島	二本松	本宮			
49回	2032年度				福島	伊達	川俣
50回	2034年度	二本松	本宮	川俣			
51回	2036年度				伊達	川俣	二本松
52回	2038年度	本宮	福島	伊達			

【主な取り組み】

◇ポンプ操法の理解と意義

大会を通じて目標を明確にすることで、団員間の結束力と訓練意欲を高め、消火技術を安全・確実・迅速にしていくための充実を図り、災害現場対応の技術の向上を図ります。

◇今後の在り方について

消防ポンプ操法大会への出場のあり方について検討します。

公務災害を防止し、団員の安全管理を徹底します。

6　基本方針６　地域との連携

（1）施策１　自主防災組織等の育成指導

【成果報告】

	令和７年度
自主防災訓練参加者総数	５００１人
消防団員が参加する自主防災訓練実施町会数	１５９町内会

【課題】

〇自主防災組織等が行う訓練、研修会等への参加人員と回数

〇自主防災組織等の人材育成・防災意識の高揚

【主な取り組み】

◇自主防災組織等との良好な関係性の構築

地域防災力の充実強化を更に図るためには、住民の防災に関する意識を高めること、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化することなどが重要であることから、地域防災リーダーの中核としての役割をしっかりと担い、防災力の向上に努めると共に、より一層の連携強化を進めていきます。

例：指揮系統の確立を模した模擬災害訓練の実施

◇地域と連携した訓練の実施と指導

親しみやすい防火・防災指導を実施するため、災害図上訓練（ＤＩＧ）やロールプレイング訓練など、様々な訓練手法を習得し被害軽減対策を図ります。

◇地域での防災教育の取組

防災については、幼少年期から成長に応じて学習することが大事です。学校等で行う防災訓練等に参加し、防災意識の啓発に努めます。

また、地域の小学校や中学校での消防団活動を知ってもらう出前講座などに参加し、「自分達の地域は自分達で守る」意識を教育機関と連携しながら育てていきます。

◇地域における事業所結成の自衛消防組織等との連携取組

各地域の事業所内で組織している自衛消防組織等と連携し、定期的な事業所訓練等において消防団との連携訓練の実施や、地域住民の避難場所確保等のため事業所へ呼びかける事で、更なる地域防災力の向上に努めていきます。

【成果指標】

令和７年度	
消防団員が参加する自主防災訓練実施町会数	**159町内会**

⇒

令和１２年度	
消防団員が参加する自主防災訓練実施町会数	**213町内会**

※令和7年度自主防災訓練実施町会数305町内会

資 料 編

福島市

1　福島市消防団員の条例定数

消防団員条例定員

（令和8年4月1日現在）

方面隊・分団別 ＼ 階級別		総数	団長	副団長	本団庶務部長	本団訓練部長	方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総数		2,587	1	2		11		43	43	219	346	1,922
本団		14	1	2		11			⟪2⟫	⟪3⟫	⟪2⟫	
第1方面隊	計	163				(1)		7	7	26	27	96
	1分団（旧市内）	20						1	1	3	3	12
	2分団（〃）	22						1	1	4	3	13
	3分団（〃）	28						1	1	4	5	17
	4分団（〃）	21						1	1	4	5	10
	5分団（〃）	26						1	1	4	4	16
	6分団（〃）	25						1	1	4	5	14
	22分団（野田町）	21						1	1	3	2	14
第2方面隊	計	312				(1)		5	5	27	42	233
	7分団（渡利）	74						1	1	6	9	57
	8分団（杉妻）	75						1	1	6	9	58
	10分団（岡山）	65						1	1	5	10	48
	19分団（大波）	34						1	1	5	7	20
	20分団（立子山）	64						1	1	5	7	50
第3方面隊	計	405				(1)		6	6	35	57	301
	9分団（清水）	95						1	1	7	11	75
	11分団（鎌田）	60						1	1	6	10	42
	12分団（瀬上）	55						1	1	6	7	40
	13分団（余目）	70						1	1	5	10	53
	14分団（笹谷）	55						1	1	6	9	38
	15分団（大笹生）	70						1	1	5	10	53
第4方面隊	計	201				(1)		4	4	20	31	142
	16分団（吉井田）	63						1	1	6	9	46
	17分団（荒井）	49						1	1	5	7	35
	18分団（土湯）	27						1	1	4	5	16
	21分団（佐倉）	62						1	1	5	10	45
第5方面隊	計	399				(1)		6	6	34	55	298
	23分団（飯坂）	85						1	1	7	11	65
	24分団（平野）	75						1	1	5	10	58
	25分団（中野）	51						1	1	6	9	34
	26分団（湯野）	95						1	1	6	11	76
	27分団（東湯野）	37						1	1	5	7	23
	28分団（茂庭）	56						1	1	5	7	42
第6方面隊	計	231				(1)		4	4	20	35	168
	29分団（松川）	74						1	1	5	13	54
	30分団（金谷川）	57						1	1	5	8	42
	31分団（水原）	50						1	1	5	7	36
	32分団（下川崎）	50						1	1	5	7	36
第7方面隊	計	219				(1)		3	3	16	33	164
	33分団（大森）	76						1	1	6	12	56
	34分団（鳥川）	70						1	1	5	10	53
	35分団（平田）	73						1	1	5	11	55
第8方面隊	計	298				(1)		4	4	23	40	227
	36分団（野田）	90						1	1	7	12	69
	37分団（庭坂）	73						1	1	5	9	57
	38分団（庭塚）	70						1	1	5	10	53
	39分団（水保）	65						1	1	6	9	48
第9方面隊	計	167				(1)		4	4	18	26	115
	40分団（飯野町）	46						1	1	5	7	32
	41分団（青木）	40						1	1	5	7	26
	42分団（大久保）	40						1	1	4	6	28
	43分団（明治）	41						1	1	4	6	29
機能別団員※1		178										178

※1　機能別団員の階級は団員とし、配置定員は178名（総定員数2,587名）とする。（本団又は分団に機能別団員の配置がある場合には、当該本団又は分団の定員の計に当該機能別団員の人数を加えるものとする。）

※2　⟪　⟫は本団付けラッパ隊及び女性消防隊の隊長、副隊長並びに庶務とし、本団の合計に含まず。

※3　（　）は方面隊長とし、方面隊の合計に含まず。

1　福島市消防団員の実数

消防団員数

（令和8年4月1日現在）

方面隊・分団別 ＼ 階級別	総数	団長	副団長	本団庶務部長	本団訓練部長	方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総数	2,191	1	2	11		43	43	219	345	1,527
本団	18	1	2	11			⟪2⟫	⟪3⟫	⟪2⟫	4
第1方面隊 計	134				(1)	7	7	26	26	68
1分団（旧市内）	9						1	1	3	2	2
2分団（〃）	17						1	1	4	3	8
3分団（〃）	25						1	1	4	5	14
4分団（〃）	20						1	1	4	5	9
5分団（〃）	26						1	1	4	4	16
6分団（〃）	21						1	1	4	5	10
22分団（野田町）	16						1	1	3	2	9
第2方面隊 計	275				(1)		5	5	27	42	196
7分団（渡利）	68						1	1	6	9	51
8分団（杉妻）	74						1	1	6	9	57
10分団（岡山）	55						1	1	5	10	38
19分団（大波）	26						1	1	5	7	12
20分団（立子山）	52						1	1	5	7	38
第3方面隊 計	363				(1)		6	6	35	57	259
9分団（清水）	78						1	1	7	11	58
11分団（鎌田）	56						1	1	6	10	38
12分団（瀬上）	55						1	1	6	7	40
13分団（余目）	64						1	1	5	10	47
14分団（笹谷）	49						1	1	6	9	32
15分団（大笹生）	61						1	1	5	10	44
第4方面隊 計	192				(1)		4	4	20	31	133
16分団（吉井田）	60						1	1	6	9	43
17分団（荒井）	46						1	1	5	7	32
18分団（土湯）	24						1	1	4	5	13
21分団（佐倉）	62						1	1	5	10	45
第5方面隊 計	361				(1)		6	6	34	55	260
23分団（飯坂）	78						1	1	7	11	58
24分団（平野）	69						1	1	5	10	52
25分団（中野）	43						1	1	6	9	26
26分団（湯野）	85						1	1	6	11	66
27分団（東湯野）	33						1	1	5	7	19
28分団（茂庭）	53						1	1	5	7	39
第6方面隊 計	235				(1)		4	4	20	35	172
29分団（松川）	76						1	1	5	13	56
30分団（金谷川）	54						1	1	5	8	39
31分団（水原）	52						1	1	5	7	38
32分団（下川崎）	53						1	1	5	7	39
第7方面隊 計	198				(1)		3	3	16	33	143
33分団（大森）	66						1	1	6	12	46
34分団（鳥川）	67						1	1	5	10	50
35分団（平田）	65						1	1	5	11	47
第8方面隊 計	264				(1)		4	4	23	40	193
36分団（野田）	74						1	1	7	12	53
37分団（庭坂）	68						1	1	5	9	52
38分団（庭塚）	57						1	1	5	10	40
39分団（水保）	65						1	1	6	9	48
第9方面隊 計	151				(1)		4	4	18	26	99
40分団（飯野町）	40						1	1	5	7	26
41分団（青木）	37						1	1	5	7	23
42分団（大久保）	38						1	1	4	6	26
43分団（明治）	36						1	1	4	6	24

※　本団又は分団に所属の機能別団員の人数を含む

※　⟪　⟫は本団付けラッパ隊及び女性消防隊の隊長、副隊長並びに庶務とし、本団の合計に含まず。

※　（　）は方面隊長とし、方面隊の合計に含まず

2　消防団員報酬等支給状況

消防団員報酬等支給状況

（令和8年4月1日現在）

種　別	支給対象	支給方法	金額　単位：円	備考
年額報酬	団長	（前後期に分け支給）	205,000	
	副団長		145,000	
	本団庶務部長		145,000	
	本団訓練部長		145,000	副団長の階級
	方面隊長		145,000	
	分団長		80,000	
	副分団長		60,000	
	部長		47,000	
	班長		38,000	
	団員		36,500	
	機関員		6,000	兼ねて命じられた者に対して支給
	機能別団員		12,000	
出動報酬	災害出動	出動時間（1日につき）	２時間未満 2,000 ２時間以上４時間未満 4,000 ４時間以上６時間未満 6,000 ６時間以上 8,000	※1 ※2
	捜索活動及び火災調査協力	1回につき	3,500	
	訓練及び研修	1回につき	2,000	
福島県消防協会福島支部対象事業負担金	本団	年	一律 30,000	１本団
			（１人当たり） 1,250	団員実数を乗じる
	方面隊	年	一律（１隊当たり） 120,000	９方面隊
			（１人当たり） 110	団員実数を乗じる
	分団	年	一律（１分団当たり） 155,000	４３分団
			（１人当たり） 1,250	団員実数を乗じる
	ラッパ隊	年	一律 400,000	
	女性消防隊	年	一律 100,000	
	防火パトロール特別対策	年	消防団 1,720,000	９方面隊
	県消防操法大会出場分団	隔年	280,000	
福島県消防協会福島支部助成金	幼少年女性防火委員会 女性防火クラブ連絡協議会	年	80,000	幼少年　30,000円 女性防火　50,000円

※1…異なる災害に対し災害出動を行った場合は、災害ごとに出動時間を算出するものとする。
※2…災害出動の場合において、同一の災害に対し継続して午前０時を超えて出動し、かつ、当該出動時間の合算が２時間未満である場合には、当該出動を同日内の出動とみなす。

3　屯所施設及び車両状況

消防団の施設状況

（令和8年4月1日現在）

分団等		消防ポンプ車両等							火の見施設					建築物						
		総数	消防自動車		積載車	小型ポンプ		ゴムボート	総数	ポール	鉄骨		ホース乾燥ポール	総数	屯所及車庫	屯所及置場	屯所	車庫	置場	倉庫
			水槽付	普通		B3級	C1級				三脚	四脚								
総数		311	1	70	82	94	57	7	196	81	31	43	41	209	128	18	5	24	27	7
消防本部		7				5	2		0					0						
第1方面隊	計	13	0	7	2	2	0	2	9	3	0	1	5	9	8	0	0	1	0	0
	1分団（旧市内）	1		1					1				1	1	1					
	2分団（　〃　）	2			1	1			1	1				1	1					
	3分団（　〃　）	3		2				1	2	2				2	1			1		
	4分団（　〃　）	1		1					1				1	1	1					
	5分団（　〃　）	4		1	1	1		1	2				2	2	2					
	6分団（　〃　）	1		1					1			1		1	1					
	22分団（野田町）	1		1					1				1	1	1					
第2方面隊	計	43	0	11	11	11	7	3	30	14	10	2	4	31	21	5	1	1	3	0
	7分団（渡　利）	7		3	1	1	1	1	6	3	2		1	7	3	3		1		
	8分団（杉　妻）	12		3	4	4		1	7	2	4		1	7	7					
	10分団（岡　山）	6		3			2	1	4	2	2			5	3				2	
	19分団（大　波）	8		1	3	3	1		6	2	1	1	2	5	4	1				
	20分団（立子山）	10		1	3	3	3		7	5	1	1		7	4	1	1		1	
第3方面隊	計	44	0	15	9	9	9	2	29	17	2	4	6	33	24	2	0	0	5	2
	9分団（清　水）	11		5			6		9	5		1	3	9	5				4	
	11分団（鎌　田）	9		1	3	3	1	1	5	4		1		5	4	1				
	12分団（瀬　上）	7		1	2	2	1	1	4	4				4	3	1				
	13分団（余　目）	3		3					3	2			1	3	3					
	14分団（笹　谷）	4		4					3	1	1		1	4	4					
	15分団（大笹生）	10		1	4	4	1		5	1	1	2	1	8	5				1	2
第4方面隊	計	26	0	7	8	8	3	0	14	6	1	3	4	16	12	0	0	3	0	1
	16分団（吉井田）	9		1	4	4			5	3	1	1		5	5					
	17分団（荒　井）	5		1	2	2			3	1		1	1	3	3					
	18分団（土　湯）	5		2	1	1	1		1				1	4	1			2		1
	21分団（佐　倉）	7		3	1	1	2		5	2		1	2	4	3			1		
第5方面隊	計	49	1	9	17	17	5	0	30	18	2	2	8	33	24	0	1	2	3	3
	23分団（飯　坂）	12	1	2	4	4	1		5	4			1	7	6				1	
	24分団（平　野）	10		1	3	3	3		7	6			1	7	4				2	1
	25分団（中　野）	8		1	3	3	1		4	3	1			5	3		1	1		
	26分団（湯　野）	9		3	3	3			7	2			5	7	5			1		1
	27分団（東湯野）	5		1	2	2			3	3				3	3					
	28分団（茂　庭）	5		1	2	2			4		1	2	1	4	3					1
第6方面隊	計	36	0	6	9	9	12	0	24	12	0	7	5	27	13	2	0	2	10	0
	29分団（松　川）	13		3	2	2	6		9	6			3	11	3			2	6	
	30分団（金谷川）	9		1	3	3	2		6	2		3	1	6	4	2				
	31分団（水　原）	8		1	2	2	3		5	1		4		6	3				3	
	32分団（下川崎）	6		1	2	2	1		4	3			1	4	3				1	
第7方面隊	計	22	0	6	6	6	4	0	12	5	1	3	3	16	11	0	1	1	2	1
	33分団（大　森）	6		3	1	1	1		4	2		1	1	5	3		1	1		
	34分団（鳥　川）	9		2	3	3	1		4	1		2	1	6	5				1	
	35分団（平　田）	7		1	2	2	2		4	2	1		1	5	3				1	1
第8方面隊	計	38	0	5	9	9	15	0	25	3	0	16	6	23	13	8	0	1	1	0
	36分団（野　田）	9		1	2	2	4		8	1		6	1	7	3	4				
	37分団（庭　坂）	10		1	2	2	5		7			3	4	6	2	3		1		
	38分団（庭　塚）	11		2	2	2	5		6	1		4	1	6	4	1			1	
	39分団（水　保）	8		1	3	3	1		4	1		3		4	4					
第9方面隊	計	33	0	4	11	18	0	0	23	3	15	5	0	21	2	1	2	13	3	0
	40分団（飯野町）	9		1	3	5			5	2	2	1		6	1			3	2	
	41分団（青　木）	9		1	3	5			8		5	3		7	1	1	1	3	1	
	42分団（大久保）	8		1	3	4			5		4	1		4				4		
	43分団（明　治）	7		1	2	4			5	1	4			4			1	3		

4　消防団配備資機材一覧

（1） 団員貸与品及び分団備品等の配備状況

①団員貸与品目

	品　　目	貸与状況	備　　考
1	帽（冬制帽）	副分団長以上・女性団員	
2	帽（夏制帽）	副分団長以上	
3	アポロキャップ	全団員	平成30年度から配備
4	防火帽	全団員	保安帽兼ねる（しころ含）
5	甲種衣（冬制服）	副分団長以上・女性団員	
6	ネクタイ	副分団長以上・女性団員	
7	夏衣（制服）	副分団長以上	令和5年度更新
8	夏衣（制服）	女性団員	
9	活動衣（全季節型上下）	全団員	平成30年度から全季節型
10	防火衣	全団員	
11	ゴム長靴	全団員	令和3年度以前配備
12	編上げ靴	新入団員	令和3年度から配備 その他団員ゴム長靴破損時更新
13	雨衣	全団員	
14	Tシャツ	全団員	平成28年度から配備
15	活動服ベルト	全団員	
16	交通整理チョッキ	交通班団員	
17	階級章（金属差込式）	副分団長以上・女性団員	
18	階級章（マジック式）	全団員	
19	耐切創性手袋	全団員	令和6年度全団員配備完了
20	ヘッドライト	全団員	

②分団装備品目

	品　　目	装備状況	備　　考
1	発電機	86基	2基/分団
2	ガソリン携行缶	86缶	2缶/分団
3	投光器	86基	2基/分団
4	コードリール	86基	2基/分団
5	エンジンチェーンソー	43基	1基/分団
6	バール（大）	86本	2本/分団
7	油圧ジャッキ2t	86基	2基/分団
8	防塵メガネ	129個	3個/分団
9	チェーンブロック1t	43基	1基/分団
10	ロープ	43本	1本/分団（12㎜×5m）
11	ヘッドライト	129基	3基/分団（LED）
12	ゴムボート1式	7艇	第3，5，7，8，10～12分団 浮環、フローテイングロープ
13	胴長	21着（3着/分団）	第3，5，7，8，10～12分団
14	切創防止用保護衣（チャップス）	43着	1着/分団

③車両装備品

	品　　目	装備状況	備　　考
1	トランシーバー	1，236機	154機/台
2	ライフジャケット	577着	第3，5～12，16，33分団員
3	ヘッドライト	775基	155台（5基/台）

5　消防団の組織概要等に関する調査（令和７年）

※総務省報道資料転記

消防団の組織概要等に関する調査の結果（令和７年度）

資料1

- R７.4.1時点の**消防団員数**は**732,223人（▲14,458人（▲1.9%）入団者数：37,757人、退団者数：52,215人）**
- 重点的に取り組んできた**女性団員、学生団員及び機能別団員については増加傾向**
  - 女性団員　**29,478人（+883人（+3.1%））**　※女性団員がいる消防団数は1,775団（+29団）
  - 学生団員　**7,568人（+446人（+6.3%））**　※学生団員がいる消防団数は896団（+34団）
  - 機能別団員　**40,195人（+2,615人（+7.0%））**　※機能別団員（分団）制度は803市区町村で導入済（+53市町村）

1　消防団員数の推移

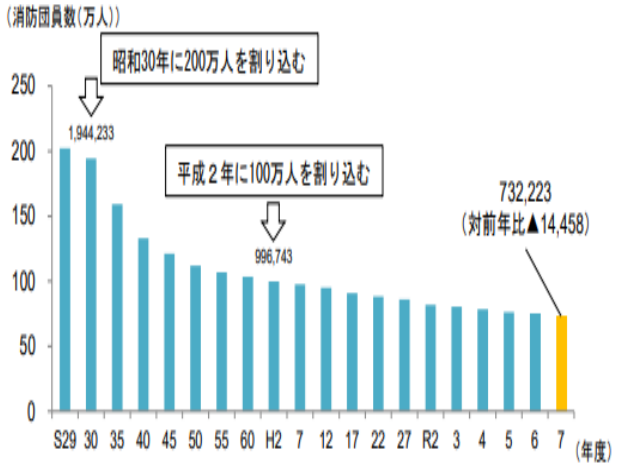

2　女性消防団員数の推移

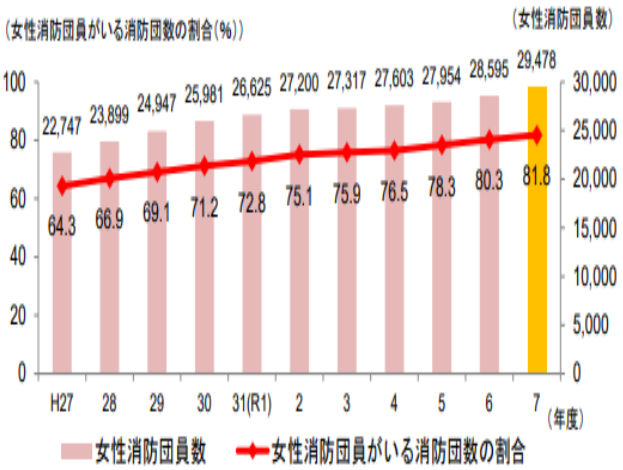

3　学生消防団員数の推移

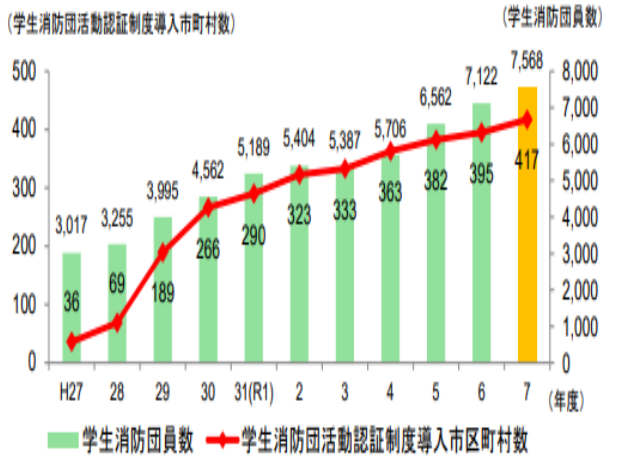

4　機能別消防団員数の推移

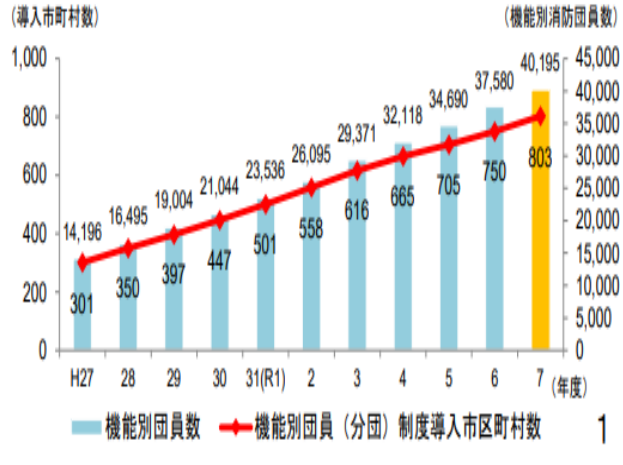

1

6　消防団車両の配備経過年数

No	配備経過年数	配備台数	配備台数内訳	
			ポンプ車	積載車
1	30年以上	２０台	１５台	５台
2	20～30年未満	８１台	２５台	５６台
3	10～20年未満	３０台	１９台	１１台
4	10年未満	２２台	１２台	１０台
合計		１５３台	７１台	８２台

R8.4.1現在

7　成果指標一覧表

施策	施策名	指標名	指　標	
			現状値	目標値
基本方針１-（１）	地域の実情に応じた団員確保	年間入団者数	１０２人 （年間平均入団者数）	１０２人 （年間平均入団者数）
基本方針１-（２）	消防団協力事業所の増	消防団協力事業所の数	４０事業所	５０事業所
基本方針１-（３）	消防団サポート企業の増	消防団サポート企業の数	２９事業所	４０事業所
基本方針２-（２）	機能別団員の入団促進	機能別団員数	１０４人	１５１人
基本方針２-（３）	女性消防団員の入団促進	女性消防団員数	３０人	５０人
基本方針６-（1）	自主防災組織等の育成指導	消防団員が参加する 自主防災訓練実施町会数	１５９町内会	２１３町内会

８　補助金交付要綱

福島市消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福島市消防団員（以下「団員」という。）の確保及び消防活動の円滑な遂行を推進し、消防力の充実強化を図るため、福島市消防団の消防車両の用に供する準中型免許を取得する団員に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年3月29日福島市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）普通免許　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。

（２）準中型免許　法第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。

（３）教習所　法第99条に規定する指定自動車教習所をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。

（１）平成29年3月12日以後に普通免許を取得している団員

（２）団員として1年以上の活動実績があり、かつ、普通免許の取得後1年以上経過している団員

（３）市税（個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない団員

（４）福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日福島市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない団員

（５）この要綱による補助金の交付を受けたことがない団員

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者を、補助金の交付対象者とすることができる。

（補助金の交付対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、教習所において、準中型免許の取得に要する次の経費とする。

（１）教習所の入所に要する経費
（２）自動車の運転に関する技能及び学科の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
（３）教習所に入所後、最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象経費の総額の2分の1の額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする団員は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1項第1号及び第2号に規定する書類については、添付を省略できるものとし、同条同項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
（１）申請時に所有している普通免許証、マイナ免許証（マイナポータルサイトにて表示される証明書画面もしくは、マイナ免許証読み取りアプリにて表示される証明書画面）の写し
（２）教習所で作成した見積書等、準中型免許の取得に要する経費を確認できる書類
（３）誓約書兼同意書（別記様式第1号）
２　補助金の交付申請の期限は、申請年度の12月28日（28日が土日の場合は前日の金曜日）までとする。

（軽微な変更の範囲）

第７条　規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更とする。

（補助金の交付条件）

第８条　規則第6条第1項第5号に規定する市長が必要と定めるは、次に掲げるとおりとする。
（１）補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
（２）補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
（３）準中型免許の取得の日から5年以上団員として活動すること。

（補助金の交付決定）

第９条　市長は、第6条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、規則第7条の規定に基づき、通知するものとする。

（補助金の事業完了前の交付）

第１０条

規則第17条第1項ただし書の規定は、事業費が高額である等の理由により、執行が困難であると認められる場合において適用する。

（実績報告）

第１１条　補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定する市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

（１）事業で取得した準中型自動車運転免許証、マイナ免許証（マイナポータルサイトにて表示される証明書画面もしくは、マイナ免許証読み取りアプリにて表示される証明書画面）の写し

（２）教習所で発行した領収書等、準中型免許の取得に要した経費の支払いを確認できる書類の写し

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

誓約書兼同意書

令和　　年　　月　　日

福 島 市 長

申請者　住　所
所　属
氏　名
（申請者が自署すること）

福島市消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金の申請に当たり、私が、福島市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと、及び準中型免許の取得日から５年以上本市消防団員として活動することを誓約します。

また、当該補助金の申請に伴い、市税（延滞金を含む）の次の税目について、納税状況（課税額、納付額、申告の有無等）を確認するため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】
個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

９　パブリックコメントの概要

（1）　意見募集期間等

（2）　意見の内訳

（3）　提出いただいた意見と福島市の考え方

１０　外部検討委員会要綱

※福島市消防基本計画２０２７より転記

（設置）
第１条　福島市消防基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、客観的かつ公正な第三者の立場から意見を聴くため、福島市消防基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1)　基本計画の策定に関すること。
(2)　その他基本計画の策定に関し必要な事項。
（組織）
第３条　委員会の委員は、６名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験者及び有識者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　関係団体から推薦を受けた者
(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
２　委員会には、委員長及び副委員長１名を置き、委員の互選により選出する。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。
（任期）
第４条　委員は、福島市消防基本計画の策定をもって解職とする。
（委員の責務）
第５条　委員は、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
（報償金等）
第７条　委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、消防本部消防総務課において行う。
（委任）
第９条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和７年５月１２日から施行する。
（この要綱の失効）
２　この要綱は、基本計画が策定完了をもってその効力を失う。

１１　検討委員会日程及び検討委員会名簿

※福島市消防基本計画２０２７より転記

（1）　検討委員会開催状況

開催日程	会 議 名
令和７年７月１８日（金）	令和７年度　第１回福島市消防基本計画外部検討委員会
令和７年１０月７日（火）	令和７年度　第２回福島市消防基本計画外部検討委員会
令和８年８月１９日（水）	令和８年度　第１回福島市消防基本計画外部検討委員会

（2）　検討委員会名簿

※敬称略

氏　　名	所 属 団 体 等
◎　武田　文男	福島学院大学　マネジメント学部長・教授
○　橋本　真由美	福島県立医科大学　教授
伊藤　文子	NTT 東日本㈱宮城事業部福島支店福島災害対策室　室長
鈴木　一弘	福島県消防学校　主幹兼副校長
髙橋　良行	福島市消防団　副団長
鈴木　亜紀子	ふくしま防災推進ネットワーク　防災士

◎は委員長、○は副委員長

福島市新時代消防団計画

改訂版　令和９年３月発刊

福島市消防団

〒960-8164　福島市天神町 14-25（福島市消防本部消防総務課内 事務局）

TEL：024－534-0119　FAX：024－534-0310

MAIL：shoubou@mail.city.fukushima.fukushima.jp